

## むつ市議会第219回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成26年3月6日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）13番 濱田 栄子 議員

（2）2番 横垣 成年 議員

（3）3番 工藤 孝夫 議員

（4）5番 川下 八十美 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業 管業者	遠	藤	雪	夫
代査委員	阿	部		昇	選挙管理 委員長	畑	中	政	勝
農委員 業会長	立	花	順	一	総務政策 部長	伊	藤	道	郎
財務部長	石	野		了	民生部長	松	尾	秀	一
保健福祉 部長	花	山	俊	春	経済部長	澤	谷	松	夫
建設部長	鏡	谷		晃	川内庁舎 長	松	本	大	志
大畑庁舎 長	畑	中	恒	治	野所野福 協庁協庁市課	猪	口	和	則
会管総政理 出納室	鹿	内		徹	選挙管理 局長	氣	田	憲	彦



務部課幹  
 務部書課幹  
 育会局課幹  
 務部課査  
 策務  
 策聴  
 員務務  
 策務  
 総政総主  
 総政秘広主  
 教委事総主  
 総政総主

中 村 智 郎  
 松 谷 勇  
 畑 中 涉  
 栗 橋 恒 平

務部画課幹  
 部市課幹  
 育会局校課任事  
 策整 設築 員務育  
 導主  
 総政企調主  
 建都建主  
 教委事学教主指

齊 藤 洋 一  
 飛 内 義 雄  
 館 村 徹

事務局職員出席者

事務局長  
 幹査  
 主主

柳 田 諭  
 佐 藤 悦  
 村 口 一 也

次 長  
 主任主査  
 主事

濱 田 賢 一  
 小 林 睦 子  
 山 本 翼

## ◎濱田栄子議員

### ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

### ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日市長から、今定例会に提出されております議案第27号 平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算書、予算説明書の一部に誤謬訂正がありました。また、新たに同議案の参考資料の提出もありましたので、あわせてお手元に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

### ◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより濱田栄子議員、横垣成年議員、工藤孝夫議員、川下八十美議員、東健而議員、石田勝弘議員、鎌田ちよ子議員、斉藤孝昭議員、浅利竹二郎議員、菊池光弘議員、佐賀英生議員の順となっております。

本日は、濱田栄子議員、横垣成年議員、工藤孝夫議員、川下八十美議員の一般質問を行います。

○議長（山本留義） まず、濱田栄子議員の登壇を求めます。13番濱田栄子議員。

（13番 濱田栄子議員登壇）

○13番（濱田栄子） おはようございます。むつ市議会第219回定例会におきまして一般質問いたします。新生むつの濱田栄子でございます。よろしくお願ひいたします。

市内高等学校の卒業式も全校で実施され、卒業生の皆さんは新たな旅立ちに大きく胸を膨らませているのではないのでしょうか。21世紀を担う皆さんの前途が揚々たることを心からお祈り申し上げます。

さて、小学校、中学校におきましては、これから卒業式が実施されますが、小学校での6年間、中学校での3年間、それぞれの学年において着実に力をつけ、卒業を迎えようとしております。学力向上につきましては、教育委員会や学校現場の先生方のご努力に対し、心より感謝を申し上げます。

どのような環境の子供たちに対しても平等に学業の場を与え、最大限にその能力を伸ばす環境を与えるのが義務教育の9年間であると考えております。ますます加速する国際社会の中に子供たちを送り出すためには、語学力の強化が不可欠であります。誰もがこのまちで子育てをしたくなるような教育を目指していただきたいと願っております。今議会では、再度義務教育における語学力の強化についてご質問いたします。

1点目は、小学校における英語教育の現状と新年度より進歩的変化のある点がありましたらお伺ひいたします。

2点目ですが、感動的なソチオリンピックも幕を閉じ、2020年には東京オリンピック開催が決定しております。東京オリンピック時には、海外から

たくさんの方々を訪れ、東日本大震災の傷跡を残しながらも復興した日本を確認し、その後再度観光客として日本を訪れることが予想されます。ネクスト50に向けて小中一貫教育とともに教育の柱として英語教育を強化し、中学校卒業までには全ての子供たちが日常会話できるようにするべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

市長、教育委員会委員長におかれましては、前向きなご答弁をお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

義務教育についてのご質問につきましては、教育委員会から答弁いたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 濱田議員のご質問にお答えします。

まず、ご質問の1点目、小学校における英語教育は、新年度からどのように変わるのか問うについてお答えします。昨年の12月13日に文部科学大臣よりグローバル化に対応した英語教育改革実施計画が発表になりました。この計画によりますと、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年度に新たな英語教育が本格展開できるように、平成26年度より逐次改革を推進するとあります。

小学校に関する内容といたしましては、小学校中学年において、現在高学年で行われております活動型の外国語活動を週1から2こま程度、高学年におきましては、教科型の授業を週3こま程度実施するとあります。また、現在の小学校高学年における外国語活動の目標は、コミュニケーション能力の素地を養うとなっておりますが、この計画によりますと、この目標は小学校中学年の目標

となり、高学年の目標は読むことや書くことも含めた初歩的な英語の運用能力を養うとなっております。したがって、専科教員の活用や学級担任の指導力の向上が必要となっております。しかしながら、この内容は現段階におきましてはあくまでも計画ということであり、今後英語教育のあり方に関する有識者会議や中央教育審議会などの審議を経て正式に決定されることになると思います。

次に、むつ市の小学校外国語活動の実施状況についてご説明いたします。平成23年度より新学習指導要領が実施されたことに伴い、小学校5、6年生に毎週1時間外国語活動の授業が実施されております。外国語活動は、教科としては位置づけられておらず、教科書はありませんが、外国語活動の質的水準の確保等の観点から、当市の小学校におきましては、文部科学省において作成された外国語活動教材「Hi, friends」を使用して授業を行っております。この教材にはデジタル教材があり、ゲームや歌などを用いて楽しく活動できるよう工夫されており、ほとんどの小学校で活用されている現状であります。

また、4名いる外国語指導助手のうち2名が小学校13校で外国語活動の指導に当たっており、児童はネイティブスピーカーとの会話活動を通して日本語と英語の違いに気づいたり、英語になれ親しんだりしながらコミュニケーションの楽しさを感じることができております。

現在行われております外国語活動は、週1時間の実施で、年間では35時間の実施となりますが、そのうち外国語指導助手の訪問は各学級平均25回程度となっており、年間の授業の約3分の2をネイティブスピーカーと一緒に活動できる状況となっており、異文化理解という面でも効果を上げております。

教育委員会といたしましては、文部科学省、県

教育委員会の動向を注視しながら、これまで当教育委員会として取り組んでまいりました実践内容をさらに充実させ、英語教育の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、義務教育についてのご質問の2点目、英語教育を強化し、中学校卒業までに日常会話ができるようにすべきと思うが、考えを問うについてお答えします。中学校の英語教育は、文部科学省告示の学習指導要領により実施されており、その中で日常会話の取り扱いについては、具体的な使用場面を取り上げて適切な表現を自ら考えて、互いに考えや気持ちを伝え合う活動ができるようにすることとなっております。具体的には、挨拶、自己紹介、電話での応答、買い物、道案内、旅行、食事などの使用場面が示されております。市内の中学校で使用されている教科書には、これらの場面における会話活動が掲載されており、学年に応じた形で身近な場面設定における会話についての授業が行われております。また、教科書の内容も対話形式のものが多く、コミュニケーションを意識した内容となっております。こうした場面における会話を習得することで、卒業時までには生徒に相応の会話の力がつくものと考えられます。

教育委員会といたしましては、生徒の英語力向上のため、外国語指導助手の配置、活用、英語教師の指導力向上のための研修の充実、国際交流事業の推進の3点に重点的に取り組んでいる状況であります。

さらに、青森県教育委員会の中学生英語能力育成事業の指定を受けて、パイロット校として先進的な取り組みを今年度と来年度の2年間にわたって研究している市内の中学校もあります。今年度より高等学校では、新学習指導要領が実施となり、英語の授業は英語で行うことが原則となりましたが、それを先取りした形で中学校での英語の授業

もオールイングリッシュで行うこととし、来年度は授業公開も予定しております。これは、従来型の文法訳読式の授業から、生徒によるコミュニケーションを中心とした授業への転換を意味しているもので、こうした授業が日常的に行われることで生徒の英語を用いて会話をする能力の向上が期待されております。

最後に、英語教育の充実にかかわる環境整備の状況についてお答えします。現在小学校では、外国語活動専用の教室を整備し、外国の現在時間を示す時計や英語のポスターなどの掲示物を充実させ、子供たちが外国に興味を持てるような工夫が見られたり、図書室には英語の絵本が自由に見られるような配慮もしております。また、外国語活動に取り組んでいる5、6年生の教室には英語のカレンダーや学習に使用した教材を掲示したり、毎日の曜日を英語で表示するなど日常的に英語による表記になれ親しんでいけるような工夫も見られます。中学校では、空き教室を利用して既習事項の定着のための復習プリントなどを整備し、昼休みに自習したり放課後等の補充学習で活用したりできるよう整備されている学校もあります。

また、教育委員会では小中一貫教育における取り組みの一つとして、乗り入れ授業を実施しております。これは、市内9校の中学校の教員がそれぞれの学区の小学校で授業を行い、中学校での授業へのスムーズな橋渡しを目指して実施されているものであります。中学校の英語の教員が小学校へ出向き、外国語活動の授業を行うことで、日本人が英語を使用する場面を児童が実際に目にするのもまた子供たちにとってはよい刺激となっていると考えております。

昨年8月に実施されました青森県学習状況調査の結果によりますと、むつ市内の中学2年生の英語の平均通過率は、県の平均通過率を初めて上回り、県内10市の中でも2番目という結果を残すこ

とができました。これまでの各中学校における英語の授業の充実と当教育委員会における諸事業の成果だと考えております。教育委員会といたしましては、英語力の向上は大きな目標であり、また英語力は時代を生き抜く能力の一つでもあり、外国語指導助手を積極的に活用し、英語で意欲的にコミュニケーションを図れる子供たちを育成してまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ご答弁ありがとうございます。すばらしいご努力をなさっていること、また再確認させていただきました。ただ、その成果と実際の状況、実績というのをまだ感じることができない現状にあります。今私、次の目標は、教育目標の大きな柱に上げてほしいということを行いました。もう既に教育長ご答弁していただきました。

では、その次に、教育委員会の中に英語強化チームをつくることについてはどうでしょう、教育長。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 再質問にお答えをいたします。

教育委員会の中に英語教育の教科を推進するための強化チームをつくることについてという再質問でございます。現在むつ市における小学校の外国語活動の指導と中学校の英語教育については、あくまでも現行の学習指導要領に基づいて実施しております。議員ご指摘のような小学校低学年段階から英語教育を導入して強化をしていくということになれば、その教科の中身によっては学習指導要領の範疇を超えた指導ということになり、文部科学省に学習指導要領に基づくことなく教育課程を編成できるようにするための教育課程特例校としての申請を行う必要も出てまいります。そ

してまた、このような強化を行うためには、当然議員お尋ねのように有識者会議等を組織し、むつ市の英語教育のあり方について審議していただく必要が出てまいります。しかしながら、現在むつ市の教育に求められているのは、英語教育の強化のみならず、教科化が現在問題となっています道徳教育の充実、肥満傾向児出現率の高さで課題とされている健康教育の充実、インターネット上のトラブルを防止するための情報モラル教育の充実、さらなる学力向上が求められております英数教育の充実などなど多岐にわたっており、どれもこれも次代を担うむつ市の子供たちの教育にとって欠かすことのできないものばかりであります。したがって、これからのむつ市の英語教育のあり方を実行し、その強化を図るための方策を審議していただくとしても、まずはむつ市の教育のあり方全体を俯瞰し、他の教育分野とのバランスを考慮したうえで総合的に判断していただけるような組織を編成していく必要があると考えております。

現在教育委員会では、むつ市教育プランという総合的な教育指針を策定し、小中一貫教育を基本としながら、生きる力と夢を育む学校教育の推進に努めております。このプランの取り組みは、前期5年、後期5年の10年計画で進めることとなっております。新年度は、プラン実施8年目を迎えることとなります。そのため、今後は次の10年を見据えた新たな教育プランの策定に向けた準備についても考慮しておかなければなりません。

平成27年度以降には、教育委員会の諮問機関として新しい教育プランを策定するための審議会を立ち上げ、議員お尋ねの強化チームの役割は、まさにこの審議会に担っていただきたいと考えております。今後新たに設置する審議会において、むつ市の教育全体の中で英語教育の強化ということについてどのように位置づけていくべきなのか、

国の英語教育改革のスピードを超えてまで先取りして強化していきけるのかなどなど具体的な提言をいただきながら、新たなむつ市教育プランをつくり上げ、当市の教育の充実発展に尽くしてまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。平成27年度には、新たな審議会の立ち上げということですが、その中には充実した英語教育をぜひ提案していただきたいと思います。

私も教育のプロではございませんけれども、細かなことはきょうは申し上げないと思っております。けれども、教育長が教育の指針に沿った方向ということですので、何も限られた時間の中に必ずその教育を組み込むということでもなく、子供たちが常に英語の単語に触れるとか、そういうことは今の状況の中で私はできると思うのです。学校現場の中の先生方、今お話しされたように、大変な状況にあります。先生方にも余り負担をかけない、そして低学年の子供たちが英語の単語に触れるという方法であれば、例えば学校図書は十分充実しているというようなお話ですので、よくそれを検索いたしまして、小さい子供たちでも見られるような童話的英語の本なども準備していただければよろしいかなと思います。

今私たちが英語教育の中で、教育はしているのですけれども、実際それを活用する場面が少ない。その時間は確かに英語に触れています。けれども、その時間以外は、それを活用する時間がないので身につかないということが現状ではないでしょうか。ですから、教育委員会だけでなく、本来であれば家庭においても、全ての私たちが、この地域は語学力を強化して、例えばどの世界に行っても活躍できる、活動できるというような子供たちに

育てていくという一つの大きな目標をまずは掲げることが必要ではないかと思います。失業率もこの地域は厳しい状況です。やはり何としてでも教育に力を入れて、他の地域よりちょっと上になったから満足だというのでは私は満足しません。他の地域を追い越し、トップレベルにまで上げていくというのが私の目標ですので、その辺のところはALTの先生方と協力しながら、例えば校内の施設や備品に子供たちが目を引くようなムッシュ・ムチュランを導かせた英単語を張りつければ、学校の中の施設のものなら全部英語でも理解できるよと、もちろん片仮名で読みを振っていただきます。小学校1年生では、平仮名と片仮名はほとんど習得します。1年生は、入学する時点では足並みがそろっていません。まだ平仮名も全部読めないで入学するお子さんもいらっしゃいます。けれども、1年生を修了する時期には、ほとんど子供たちがロボットやいろんなキャラクターが片仮名で出てきますので、すぐ習得しまして、平仮名と片仮名と、そして漢字を習得しております。2年生になれば、もう片仮名で書いたものならほとんど読み取ることができます。英単語と、上には読みをつけた片仮名と、そして下には訳を書いた、そんな小さな表示をたくさんしていただいて、それもただ張るだけではやっぱり子供たちの目を引きませんので、ムッシュ・ムチュランをつけて、そして番号をつけて、ゲーム形式に子供たちが休み時間に英語を探検できるような、校舎の中を探検しながら英語を学ぶような、そんなゲーム感覚の楽しい企画があってもいいのではないかなと思います。この中で一つでもできたら、お願いします。その中でグループをつくれれば、例えばいじめの防止とか、走り回って肥満の防止とか、そんなグループで探検するような例えば紙を1枚上げて、そんなことも楽しみながらやっていただきたいなと思っておりますので、今できる決

まりの中でできることを考えればたくさんあると思います。教育長、どうしても国の方針を待っての施策しかできませんか。今できることを考えて、ALTの先生方とそんな表示方法はご相談してやってみるといってお気持ちはないでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 今いろんな例を出されましてけれども、そういう例につきましては、すぐにもできるのではないかというふうに思います。参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。教育委員会には、教育のプロたち、そしてALTのすばらしい先生方が集っております。どうぞ皆様のお力を結集して、語学力の強化と子供たちが習得したと実感できるような教育を目指していただきたいと思います。

次に、市長にご質問いたします。これは、学校だけに任せておいてよい問題ではございません。地域全体が、やはりこの地域は他の地域に負けない力を持つということを掲げていただきたいと思っております。

私しつこく申し上げますのは、実は私の友人の娘さんでカナダに嫁いでいる方がいらっしゃいます。私のうちの孫と同年代のお孫さんがいらっしゃいますけれども、彼女は、向こうは2学期制ですので、春になると帰ってきます。日本語と英語と流暢に交わして、こちらはまだ小学校やっていますので、学校で2カ月ほど勉強して向こうに帰られます。その子供たちの能力の高さというのは私たちが決めてはいけないと思います。大畑には、またフランスにお嫁さんに行っている方もいらっしゃいます。そちらの子供さんも、やはり帰ってきますと大畑小学校に2カ月ほど入学し

て、そしてまた秋になると帰っていきます。お母さんは日本人ですので、一生懸命日本語で、何不自由なく日本語とフランス語を話して、小学校の低学年です。私は、我々が子供の能力の限界を決めてはいけないなと思っております。やはりこの地域は、もちろん資源も不足しておりますので、何よりも教育を充実していかなければならないなと思っております。

それで、市長、現在まちづくりの中で必要と思われる、思われて今さまざまなものを建設しているわけですが、市長よく「ネクスト50」、「ネクスト50」という言葉をおっしゃいます。ネクスト50、50年後にはほとんどの施設というのは老朽化して、解体費用をどうしようかと思案しなければならなくなるのではないかなと想像しております。けれども、教育の実績は実績として、そしてまた伝統として引き継がれていって、その地域の財産になっていくのではないかなと思います。子供たちは、成長するにつれてさまざまな夢を膨らませていくものだと思いますけれども、その達成するための一つの手段として英語力を身につけさせていただきたいと思いますが、まず市長としてはどうお考えでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） グローバルな子供たちを育て、グローバルな活動が、活躍ができるような子供たちを育てるために地域間競争に勝つためにと濱田議員のご説は、私はごもっともだと思います。しかしながら、先ほどたしか教育長もお話があったかと思うのですが、英語だけ卓越した能力、これは会話とかさまざまな部分での世界に旅立つ、そしてまた世界でグローバルな形で活動する部分については、非常にこれは有効な言語だと思えます。しかしながら、私は英語だけで教育いいのかというふうな思いがございます。そこにはやはり国語力を持たなければいけない。日

本語の大切さ、日本語のよさ、そういうふうなところもやはりしっかりと身につけていかなければいけない。また、理科、数学、そういうふうなところも、義務教育の段階においては当然力を入れていくところは英語というふうな部分、これは濱田議員の部分については私は賛同はできますけれども、それ以外の教科についても、やはりしっかりと基礎力を、充実した教育を進めていただくのが私は義務教育のあり方だなど、こういうふうに思います。

私自身を振り返ってみますと、文法は非常に得意ですけども、全く会話、コミュニケーション能力、これは欠けております、英語での。この部分においては、痛切に感じたのは今から4年前でしょうか、IAEAでプレゼンテーションをさせていただきました。その際に、ああ、やはりこれは世界の共通語だなどというふうなことは、あのIAEAの建物自体は、もう英語以外の言葉では声を出してはいけないというふうな決まりがありました。私は下北弁で話をしましたけれども、その部分においては、やはり英語力の大切さ、これは重々認識をいたしました。しかしながら、それだけで果たしてやはり、国語の能力もこれ必要だし、そういうふうな全般的な能力を私はむつ市教育委員会のほうに求めていきたいと、こういうふうなスタンスでございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） そんな、市長、申しわけありません、生意気なことを申し上げます。それは当然のことです。当たり前のことです、言わなくても。国語、算数、理科、社会、必要なことは、それはもう当然のことではないでしょうか。私は、この英語を目標ということではないのです。子供たちが夢をかなえるための手段として、その残りの時間を活用していくというようなことを申し上げております。

それで、教育委員会にばかりお話ししていても、これは地域全体がその雰囲気をつくる必要があるではないでしょうか。そのためには、やはり公共施設への表示、でき得る限りの表示等、子供たちが目に触れるというものをふやしていくべきではないかと思いますが、市長にお伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市の公共施設に濱田議員は英語の表記をもっとふやすべきというふうなことだと思います。

現況をまずお伝えをさせていただきますと、下北駅前の観光案内所の看板、それから近川中学校の入り口などに英語の表記がありますが、それ以外の公共施設にはほとんど日本語のみの表記になっております。私自身も「ネクスト50」というふうなこと、これ日米混合でございます。英語だけで言うと「ネクストフィフティー」なのでしょう。それは、なかなか通用できないわけでございます。そこで「ネクスト」、これは英単語としてあります、ゴジュウという表現は、日本語でございますので、これを混合して理解を深めていくというふうなことになるわけですけども、その部分で公共施設への表記は、現状はそのようでございます。そのとおりになっています。

今後この日本語表記の看板に英語を併記するというふうなことは、先ほどちょっと教育委員会に対してご提案ありまして、学校の中でさまざまその備品等に単語を書いて、そしてそれを理解していくというふうな、そういうふうな形での手法はあろうかと思いますが、多くの市民の皆さんにとっては、やはりこれ併記するということは、記載内容がふえていきます。それから、字が小さくなっていくというふうな、そういうふうなところで看板が見づらいというふうな部分も出てくると思います。車の中から見ると字が小さい。看板と字の大きさは、法律か何かで決まっておるようで

ざいまして、それを今度は小さくするというふうなことは、さまざまなこれ特区をとっていかなければいけないと、こういうふうな私記憶がございませけれども、そういうふうなところで、非常に併記をするということは、識別しにくくなってくるのではないかと、こういうふうなことでございます。やはりこの議場にもああいうふうな形でサイン、「非常口」と書いていません。「EXIT」とも書いていません。これは、サインがあります。そういうふうな形で、いかにわかりやすい看板でさまざまなご案内をしていくのかというふうなことがまず第一の原則ではないかと、こういうふうに思っております。

そういうことで、現在の公共施設について、看板に新たな英語表記を加えることは最善の策ではないのではないかと、こういうふうにあります。しかしながら、今後新たに建設する公共施設等において、児童・生徒の利用がふえてくると、多く見込まれる施設については、それなりの対応をしていくべきものなのだろうというふうな、今のお話をお聞きいたしまして、そういうふう感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

（不規則発言あり）

○議長（山本留義） 静粛に、静粛に。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。教育長のその平成27年度の立ち上げの審議会にご期待申し上げます。市長は、市長のごくお知り合いの方が今ニューヨークに領事として赴任していらっしゃるけれども、やはり私は自分の子育てのさまざまな経験や失敗の中から、今この地域の子供たちに、これから私は夢のある明るい時代が来ることを望んでおりますけれども、少子高齢化やさまざまな世界環境を見た場合に、もっと厳しい時代が来るのではないかと想像しております。

ネクスト50、50と言いつながら、5年も過ぎていきます。ネクスト45年になっております。やはり一步一步足元を見詰めながら、一步一步前進させていく。今までやってきたことをネクスト50までいくのですか。私は、そう考えます。できることなら知恵を絞って、これだけの優秀な人材がいらっしやいます。決まりがどうのこうの、それだけではなくて、私は上からぼた餅が降ってくるのを待っているのは嫌なタイプです。自分の考えの中で、これはできないか、あれはできないか、ではこれをやるためにはどうすればいいかと、そう思って進んでいただきたいなと思います。

これ以上言っても愚痴になりますので、これで終わります。どうぞ、子供たちの義務教育を、子供たちの能力を最大限に生かす教育をしていただきたいことをお願いいたしまして、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（山本留義） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

ここで、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎横垣成年議員

○議長（山本留義） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 日本共産党、横垣成年です。むつ市議会第219回定例会に当たり一般質問を行います。むつ市長初め理事者におかれましては、前向きなご答弁、よろしく願いをいたします。

さて、来月4月から消費税が3%引き上げられ8%となります。アベノミクスを大手マスコミが絶賛する一方、いずれ破綻すると警鐘を鳴らす利害にかかわらない良心的な経済学者がふえております。経済学を学んだ私も、アベノミクスは4月の消費税引き上げをきっかけに破綻すると思っています。3本の矢のうち、金融緩和、財政投入は成功したと評価されていますが、どちらも一時的な効果であり、GNPの2倍に及ぶ政府の借金がさらに膨らむなどの反動がつかまとう政策であると指摘しております。かなめは成長戦略にあり、それが失敗すると政府の借金がさらに膨らんで目も当てられないものとなるということでもあります。ニューズウィーク日本版元編集長の藤田氏は、次のように言っております。「安倍首相は、今のところうまく行っている。しかし、日本経済に本当に回復力がつくのはこれからの話だ。第一の矢、第二の矢が“尽きる”までに、第三の矢を打ち出すことができなければ、安倍首相の功績は一気に消し飛ぶことになる。そのシナリオはあまり考えたくないほど悲惨なものだ」ということです。

成長戦略のかなめは、賃上げを含めた安定した労働環境の構築と言えます。この点については、保守、革新を問わず、どの経済学者も指摘しているようです。しかし、安定した労働環境の破壊を進めているのが安倍政権ですから、3本目の矢、成長戦略は成功するはずはないということになります。

下北地域にもブラック企業が広がっていると市民は指摘しております。日本共産党は、ブラック企業の一掃と安定した労働環境の構築、使い道がないと日銀総裁がコメントするほどたまり続けている企業の内部留保の活用、最大の経済対策は消費税の引き上げをやめることなどを提案していることを紹介し、一般質問に入ります。

質問の1点目、公共施設の耐震性についてであります。むつ市民体育館が12月から使用できませんという昨年の報道は、市民を大きく驚かせたものでした。市民体育館の欠陥施設は、市民などから多く指摘され、私も一般質問で取り上げてまいりました。しかし、本庁舎移転や北の防人事業、道の駅などという不要不急の事業を優先し、市民体育館の改修を後回しにしてきた結果が使用禁止ということであります。市民の税金で運営されている市は、施設等を安全に維持していく責任があります。むつ市の維持管理能力の欠如としか言いようがありません。むつ市民が日常使用している施設が今後二度と市民体育館のような状態にならないように市として対策をとる必要があります。むつ市が管轄する公共施設全ての耐震性の現状はどのようになっているのか、耐震基準を満たす施設、満たさない施設の数、耐震基準を満たしていない主な施設名、耐震基準を満たさない施設のうち耐震調査をした施設、していない施設の数、耐震調査をしていない施設の今後の調査予定、耐震調査をした施設の今後の改修予定をお聞きいたします。

質問の2点目、むつ市地域新エネルギービジョンの総括と今後についてであります。エネルギービジョンの実施スケジュール案は、2012年度まで掲載となっております。2013年以降どうするのか掲載されておられません。どんな計画であっても、総括と今後のことを示しているものであります。むつ市地域新エネルギービジョンは、むつ市のホームページにも掲載してあり、ホームページを見た市民などはエネルギービジョンがどういうことになったのかを知ることができません。エネルギービジョンの総括と2013年度以降といっても過ぎているので、早期に2014年度以降の新たな実施スケジュールを作成すべきと思いますが、お聞きをいたします。

また、むつ市の再生可能エネルギーのポテンシャル、可能性はどのような規模なのかもあわせてお聞きをいたします。

質問の3点目、次期青森県基本計画の諸問題についてであります。むつ市は、2013年度までの県の基本計画によりどのような効果を上げることができたのか、また次期基本計画に対しどのような意見を上げたのか、そして次期基本計画にむつ市はどのようなものを期待できると考えているのかお聞きをいたします。

質問の4点目、原子力の諸問題についてであります。①として、安全を第一義に原発を推進すべしむつ市の立場だが、安全第一についてこの半年間、市長やむつ市が国に対しどのような行動を起こしてきたのかお聞きをいたします。

②、国はパブリックコメントを受け、2月にエネルギー基本計画案を示したが、市長が期待したような内容となっているのか、また原子力について安全第一義が担保された内容となっているのかどうかお聞きをいたします。

③として、東北電力東通原発について、規制委員会では活断層が否定できないとしているが、市長は規制委員会の評価をどのように考えるのかお聞きをいたします。

④として、函館市長が大間原発について国や事業者から同意を求めるとか、何の説明もないとして提訴を2月12日に表明いたしました。宮下市長の期待どおりの国が安全第一義に進めているのなら、国や事業者は30万都市の函館市に堂々と説明すべきと思いますが、市長の考え方をお聞きをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、公共施設の耐震性についてのご質問であります。建築基準法が改正された昭和56年5月以前に建築されたいわゆる旧耐震基準の建築物は一般的に耐震性が脆弱であると認識されており、市有建築物においても旧耐震基準で建築された古い建築物は相当数存在しております。これらの耐震診断につきましては、まずもって児童・生徒の安全性とその多くが避難所に指定されている小・中学校を最優先に実施してきたところであり、その診断結果をもとに計画的な耐震改修や建て替えを進めている状況にあります。

また、その他の昭和56年5月以前に建築された市有建築物については、一部の施設を除き耐震診断の実施もおこなわれており、現段階において耐震性については判断できかねる状況にあります。これまでに耐震診断を実施した施設は、現在文化財収蔵庫として利用している旧北庁舎、既に取り壊しをしました旧南庁舎、市民体育館及び市営住宅の一部となっております。昨年11月には、耐震改修促進法が改正され、例えば学校については2階以上かつ3,000平方メートル以上といった一定の要件に該当する建築物は平成27年12月までの耐震診断の実施が義務づけられ、その結果が公表されることとなりました。市有建築物においては、既に耐震改修済みである大湊中学校のみが該当することになりますが、他の施設につきましては対象とならないものの、避難所に指定されている施設もあることから、これらの旧耐震基準で建築された古い建築物については耐震診断を行いながら順次耐震化等の方策を講じていかなければならないと考えております。

耐震診断を実施するに当たっては、施設ごとの棟数、建築年、構造、増改築の有無等詳細なデータが必要であることから、現在全庁的な対応として、これらのデータ収集を行っているところであり、これらの結果をもとに、今後財政状況も勘案

しながら耐震診断を実施していきたいと考えております。

少子高齢化の進展に伴う人口減少時代を迎え、国はもとより地方自治体においても高度成長期に建設された多くの施設設備が老朽化または遊休化の時期を迎えている現在、長期的視点に立った施設の総量管理、長寿命化のための予防修繕などを多面的に検討する必要性は高まっているものと認識しております。国においても、公共施設の老朽化対策を推進するため公共施設等総合管理計画の作成を各自治体に要請することとしており、施政方針で述べましたとおり、庁内関係部署の合議体を早々にも立ち上げ、公共施設のマネジメントを組織的に進めることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、教育委員会の所管する施設につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

次に、むつ市地域新エネルギービジョンについてのご質問にお答えいたします。国民生活の快適性の向上や生活様式の変化、社会経済の成長に合わせてエネルギーの需要は増加してきたところがありますが、エネルギー源の一翼を担ってきた化石燃料の消費に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスが地球温暖化に起因する各種の問題を顕在化させてきていることから、国際的に温暖化防止に対する各種施策を進める必要性が高まり、京都議定書が合意されたほか、国では地球温暖化対策を推進するため、自治体などに対し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を立て、これを実行することを求めたことから、多くの自治体で新エネルギーや省エネルギーに関する取り組みが行われてまいりました。市においても、このような背景に加え、平成17年の合併時に策定された新市まちづくり計画において、「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」が基本方針の一つとして位置づけられ、その中で市民や行政などが協

働してエネルギーや環境問題に取り組み、人と自然とエネルギーが共存共栄するまちづくりを目指すことを受けて、平成18年2月にむつ市地域新エネルギービジョンを策定したところであります。

このビジョンに示されている実施スケジュールの項においては、策定当時に想定されたモデルプロジェクトの実施スケジュール案として、平成18年度から平成24年度までの期間で地域特性を生かした新エネルギー施策を市民協働で展開するまちの実現など、三つの大きなくくりの中に、合わせて11項目のモデルプロジェクトを掲げております。このモデルプロジェクトのうち公共施設への新エネルギー率先導入としては、市の一部公用車に電気自動車を導入するとともに、横浜町と連携して急速充電施設等の整備を行っておりますし、大畑中央保育所や第三田名部小学校への太陽光発電システムの導入に続き、今年度は市役所本庁舎屋上にも太陽光発電設備を設置したほか、太陽光と風力を組み合わせたハイブリッド型の街路灯を大畑地区などの避難所に指定されている施設へ6基設置しております。また、新年度には川内庁舎へも太陽光発電設備を設置するとともに、川内、脇野沢地区の避難所の一部にハイブリッド街路灯を設置することとしております。これらに加えまして、本年度からは太陽の恵み基金を創設し、公共施設への太陽光発電システムの導入により節約されると試算される電気料金分を活用して、住宅用の太陽光発電設備を設置する市民への補助事業を開始するなど、ハード、ソフト、両面から市民が新エネルギーに対する関心を高めるためのPR活動を実践しているところであります。

一方、モデルプロジェクトとして想定した水川目地区の牛ふんプロジェクトにつきましては、技術的には可能であるとしながらも、家畜ふん尿などの発生量を見きわめながら事業化を探ることと

していましたが、費用が高額に及ぶことから、実施事業者の負担が大きいことに加え、エネルギーとされる家畜ふん尿などが必要とされる数量には達しないことなどから、現時点では事業化には至っていないものであります。

また、木質バイオマスプロジェクトの中の公共施設へのペレットストーブ導入については、平成22年度から平成23年度にかけて11の公共施設へ合計17台の設置を行っておりますが、ストーブの暖房効果に不安があることや、本体の価格面などの理由により普及という段階まで進んでいない状況であり、その他のプロジェクト案においても財源等の問題もあり、スケジュールに沿っての事業は展開されていないのが現状であります。

新たなビジョンの策定についてであります。地球温暖化対策というグローバルな視点からスタートした新エネルギーの利活用、省エネルギーの推進であります。再生可能エネルギーとしての地熱発電や、我々にとっては耳なれない波力発電や温度差エネルギーなど、新たなエネルギーの利用についても含めて考慮していく必要があるかと考えております。加えて昨年開催された国連気候変動枠組条約締約国会議COP19に対応した国の政策や、現在議論が進められているエネルギー基本計画の動向、さらには新エネルギー・再生可能エネルギー利用に向けた急速な技術開発等も背景として組み入れていく必要があるかと思うところであり、現段階においては新たなビジョン策定について取りかかる予定にはありません。

次に、むつ市の再生可能エネルギーのポテンシャルについては、平成18年のビジョンにおいて試算されておりますが、その後の当市の自然や消費生活行動等に大きな変化がないことから、新エネルギーの年間利用可能量もこの限りにおいては大きく変わっていないものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、次期青森県基本計画についてのご質問にお答えいたします。平成20年12月に策定された現在の青森県基本計画・未来への挑戦は、本年度がその最終年度を迎えることとなりますが、人口減少や少子化、高齢化の一層の進行、情報通信技術の革新等青森県を取り巻く社会経済環境の変化に伴う諸課題と、これらを解決していくための戦略等を県民と共有し、果敢にチャレンジしていくという方針のもと、平成25年12月の青森県議会において、平成26年度から平成30年度の5カ年を計画期間とする青森県基本計画・未来を変える挑戦が可決されたものであります。青森県では、これまでの5年間の施策等について、計画の進捗状況を把握し、今後の効果的かつ効率的な取り組みにつなげていくため、「青森県基本計画・未来への挑戦」アウトックレポートという報告書をまとめておりますが、その中の下北地域における主な取り組み結果を見ますと、観光の推進の分野では、積極的なエージェントへの販売促進活動による旅行の商品化や、県外へのPR活動による下北食材の利用拡大など、また地域産業の分野では、アピオスの産地化を図るための栽培講習会の実施等や、サケ資源の回復を目指した漁業者によるサケ稚魚の海中飼育の実施など、さらに下北地域の一体感を形成する仕組みづくりとして農林水産業の連携による新商品の開発や情報発信などが上げられております。

次期青森県基本計画は、むつ市内のほか、県内5カ所で地域フォーラムを開催し、広く県民の意見も取り入れながら原案の策定に至ったものであります。地域別の計画案策定に当たっては、下北地域県民局地域連携部地域支援室が事務局となり、青森中央学院大学経営法学部の佐藤淳専任講師を会長として、下北地域内の各団体の代表者及び下北5市町村の担当課長の合わせて21名の委員と、下北地域県民局長を初め県民局各担当部長で

構成する下北地域活性化協議会を組織し、各方面からの意見を集約しながら進められたものであります。

3回に及んだ会議の中では、観光振興や農林水産業の振興及びその後継者問題など憂慮される現状と今後の対策等について活発な意見が交わされるとともに、県が目指す方向は各市町村が目指す方向と合致しており、今後も県と市町村の密接な連携が必要である旨、むつ市としての意見を申し上げたところであります。

次期青森県基本計画において、2030年における下北地域の目指す姿として、住民も訪れる人も心地よいときを過ごす下北地域、高いブランド力で地域内外から選ばれる下北の農林水産物、観光客が繰り返し訪れる下北地域など6項目を掲げるとともに、4つの基本方針と、その取り組み内容を示しております。

地域の特徴を生かした産業の充実では、資源管理型漁業の推進、森林の整備と管理及び間伐材の新たな利用の促進、ブランド力の向上など、特選下北観光の推進では、観光資源の開発や磨き上げの推進、教育旅行の誘致などによる安定的な観光客受け入れの推進など、健康なまちづくりの推進では、家庭、学校、企業、行政など地域一体となった健康づくりへの機運醸成など、元気な下北をつくる人づくりでは、活力ある下北地域づくりをリードする人材の育成やU・Iターンの推進などが示されております。

青森県基本計画の実施主体は、当然ながら青森県であるわけではありますが、その効果を期待するためには関係市町村との連携が不可欠であり、県単独で事務の分掌をつかさどる分野を除けば、県が目指す未来は各市町村が目指す未来に重なるものと思っております。今後も県との密接な連携のもと、共通した課題の克服や地域の振興策を講じるとともに、県民の一員であるむつ市民の生活向

上等のために必要と思われることは、その支援方法等も含め、しっかりと県に申し入れを行っていきたいと考えております。

次に、原子力についてのご質問にお答えいたします。原子力については、資源小国である我が国にとって安定的なエネルギー源の確保のためには必要不可欠であります。何よりも安全確保が大前提であることはこれまで申し上げてきたところであります。資源エネルギー庁や安全審査の役割を担う原子力規制庁の幹部の方が当市にお見えになる機会や私が上京した際には、機会あるごとに安全性の確保を要請してきたところであり、今後ともあらゆる場面を通じて国に対して安全性の確保が確実に実行されるよう求めてまいりたいと存じます。

エネルギー基本計画については、国の総合資源エネルギー調査会の意見を参考として、昨年12月にパブリックコメントを実施し、約1万9,000件もの多くの意見を踏まえて、去る2月25日に政府原案を示したところであります。この計画案の中では、エネルギー源ごとの特性を踏まえて、ベースロード電源、ミドル電源、ピーク電源として区分し、原子力については安全性の確保を大前提に重要なベースロード電源として位置づけられており、また核燃料サイクルの推進や中間貯蔵施設等の位置づけも明確に示されております。

原子力の安全性につきましては、計画案の原子力政策の再構築という節において、原子力の利用においては、いかなる事情よりも安全性を最優先することは当然であり、世界最高水準の安全性を不断に追求していくことが重要であるとともに、原発の安全性については原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合は、その判断を尊重し、原発の再稼働を進める、また原子力事業者等は、原子力施設に対す

る安全性を最優先させるという安全文化の醸成に取り組む必要があります、国はその事業環境の整備等、必要な役割を果たしていくとしております。エネルギーの安定供給を目指し、国民生活や経済活動を支えるための重要な計画でありますので、早期に閣議決定されることを期待しているところであります。

次に、東通原子力発電所敷地内断層の活動性等に関しては、東北電力、規制委員会による現地調査や7回に及ぶ評価会合が行われてきたところでありますが、規制委員会と事業者の見解の相違が解消されていない状況にあります。また、規制委員会の有識者のほか、専門家の間でも活断層に否定的な方やそうでない方もあり、意見が分かれている状況にあります。今後におきましても、規制委員会と事業者がしっかりと科学的な議論を深め、双方が納得できる合理的な判断を導き出してほしいものとしております。

次に、函館市の動きについてであります。函館市では、大間原子力発電所原子炉設置許可が無効であることの確認や、発電所の建設停止などを求める訴訟の提起について、去る2月27日、函館市議会へ提案したとの報道があったということは承知しておりますが、国と函館市の問題について私からの発言は差し控えるべきと認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 横垣議員の公共施設の耐震化についてのご質問で、教育委員会が所管いたします施設にかかわる部分についてお答えいたします。

市内の小・中学校22校のうち、昭和56年以前の耐震基準により建設され、耐震化を必要とする学校施設8校につきましては、平成20年度から平成22年度にかけて7つの学校の耐震化工事が完了し

ており、耐震化を終えていない脇野沢小学校については、脇野沢中学校との小中一貫校として整備すべく平成26年度に実施計画を計画しております。このほか耐震診断義務づけ対象建築物ではありませんが、木造で老朽化が著しい状況にありました関根中学校については、関根小学校との小中一貫校として整備すべく基本設計を進めており、新年度は耐力度調査を実施することとしております。

また、小・中学校以外の施設につきましては、全施設が耐震診断義務づけ対象建築物に該当しておりませんが、施設によっては老朽化が進んでいることから、今後は安全かつ快適に利用できるように耐震化等の検討を引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） まず、質問の1点目の公共施設の耐震性についてですが、教育委員会のほうは大体聞きましたが、今のところ市の管轄のほう、それ以外の施設についてはデータを収集中とかという答弁であったのですが、これは大体いつごろにデータの収集が終了して、その計画の作成というか、そういうのが可能になっていくのか、そここのところの予定もちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 先ほど市長から答弁ありましたように、今国のほうで公共施設等の総合管理計画というものを策定するよという要請がされることになっております。この計画につきましては、平成28年度までという一応国のほうが方針を示しておりますので、それまでに間に合うようにおおむね1年ないし2年かけて現況の調査及び今後の方針等を定めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 早目に対処するようによろしくお願いをしたいと思います。

それでは、質問の2点目ではありますが、むつ市地域新エネルギービジョンについてですが、答弁では、これからはこういう形のものを取り組みはしないというふうな答弁であったのですが、現在ホームページに掲載してあるのです。それについては、今壇上で述べた内容でもよろしいし、きちんとこのエネルギービジョンについてはこういうふうに総括しましたと、今後についてはこういう形のものを取り組まないとか、そういう形のものをやっぱり掲載するべきだと思うのです。もう既に過去のものになっているのです、この計画が。それが今もって現在もホームページに載せているということ自体は、私はとても行政としては信じられないなと思って、実際ホームページ見て。そのところをどうしていくのかというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 取り組まないというふうなのは、新たなビジョン策定については取りかかる予定はないということでございまして、先ほども壇上でもご説明申し上げましたように、取り組めるものは取り組むと。その部分において、例えば水川目地区の家畜ふん尿を使った形での牛ふんプロジェクト、これはなかなか費用が高額というふうなことですし、事業者の負担が大きいということ、そして発生量、こういうふうなものでさまざまクリアがなかなかできないものというふうなもの、これもございますので、それらの状況を伝えるということだと思いますので、それについては今後検討させていただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） きちんと総括は載せていた

けるということで、それは当然我々議会にも示してもらいたいのです。あれ冊子で我々も配られましたものですから、こういう総括をしたと。これについてはやる、これについては今後とも引き続きやる、こういうものを当然示すべきであると。きちんと冊子として配ってあるし、ホームページにも公表しているわけですから、やっぱりこういうのはしっかりとローリングしてほしいのです。計画をつくった、それをつくりっ放しなのです、今のむつ市のやり方は。もし私がここで議会で取り上げなかったら、そのままずっと2012年で終わったものが掲載されていくという状況になっているわけですよ。だから、やっぱりこういうことは行政としてはよくない。きちんと計画が終わったのであれば総括をして、今後どうするのか。今後もきちんとホームページ、我々にも一緒に示してくれると、総括と、あとこれからどうするか、これはやる、やらないというのもきちんと示してもらえるということでよろしいでしょうか。そこは、きちんとやってもらわないとだめですよ。いかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） つくりっ放しというふうなこと、これはやはりつくりっ放しではございません。つくったビジョンをつくり、それに対応を我々はして、そういうふうな形で事業化できるものは事業化しているし、事業化できないもの、この部分について、事業化できないもの、やったものというふうなことで、ホームページで示せというふうなことは先ほどお話をいたしましたように、ホームページの部分、横垣議員はホームページの部分ですか、その部分については同等のものを議会のほうにはお示しはさせていただきたいと、その部分は検討いたします。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） よろしくお願いをいたします。

では、質問の3点目に入ります。次期青森県基本計画の諸問題についてであります。当然答弁では青森県と連携して、大体青森県の掲げる目標とこの下北地域の目標はほぼ一致しているような答弁でありましたが、例えば具体的に市としては、もう少し具体的に聞きたかったのです。どういふところを県として力を入れてほしいかというのを述べてきたかというのを、ここをちょっと教えていただきたいなと。もう少し具体的に。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 取り組みで、どういふふうな計画にもっと力を入れてというふうなことの要請をしたかということですか。そういうふうなことに理解をいたしましたので、当方といたしましては、先ほど壇上でもお話をいたしましたように、住民も、訪れる人も心地よいきを過ごす下北地域、そして高いブランド力で地域内外から選ばれる下北の農林水産物、そして観光客が繰り返し訪れる下北地域、エネルギー、情報通信技術の利用先進地、そして安心して健やかに暮らせる下北地域、手をつなぎ力を合わせる下北人というふうなことで、そういうふうなところをまず大きな骨格といたしまして、その後その取り組みの基本方針と主な取り組み、細々なるわけでございます。その細々を今この場でお話をしなさいということだと、かなりのボリュームがありまして、4つ目の一番皆さんが関心を持っている横垣議員の原子力政策についての質問の時間がなくなるわけでございますけれども、お話をさせていただきます。そういうふうなお尋ねでございますから。

今後5年間の取り組みの基本方針というふうなことで、まず大きく分けて、今のお話をいたしました。そしてまた、平成26年度の重点事業というふうなことでは、具体的に金額等も提示をされております。この部分においては……

（「一括でいい」の声あり）

○市長（宮下順一郎） 求められたのにお答えをしているわけでございますけれども……

（「1つぐらいいい」の声あり）

○市長（宮下順一郎） かなりボリュームがあります。

○議長（山本留義） 進めてください。

○市長（宮下順一郎） はい、議長の指示でございますので。

新来さまい下北海の幸づくり推進事業、新船上からつなぐ下北水産物高品質化推進事業、そして継続もでございますので、新しいところだけを、継続の部分は割愛をさせていただき、そして新しいところでは、観光の推進のところになりますけれども、台湾から来さまい下北推進事業、そしてまた健康なまちづくりの推進ということでは、ちょっと時間をいただきます、新下北地域健康なまちづくり事業、そしてまた人づくり、この部分では先ほどお話をいたしましたように、下北地域づくり人材育成等事業、そしててっぺん下北畜産若手連携支援事業、そういうふうなものが具体的な形として、重点枠として、これは当方のほうからお話をし、そして県の担当とうちのほうの担当が、先ほど21名でしたか、そういうふうな形の中で活性化協議会的なものの中でお話を進め、我々の申し上げた部分がこういうふうな形で平成26年度具現化されると。これも県議会でたゞいま予算の審査中でございますので、これが通ってくれば具体化されていくものと、このように期待をしております。

継続事業については、時間がないということでございますので、質問者からの要請に従いまして、この部分については割愛をさせていただきます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ありがとうございます。

それで、私もう少し市長としては現状分析をして、そのうえでこの下北の、それこそ本当に重点

要望はどこに重きを置くべきかということでもう少し期待をしていた部分があるのですが、私なりに今回の計画を見て分析しました、とても不十分なのであります。

そこで私は注目したのが、一応県のほうは6つの地域に分けて各地域別の施策というのを提案しているのですが、計画をしているのですが、私そこで注目したのが、就業人口の構成のグラフを各地域比較したのです。そうしたら、この下北地域の一番のおくれているところが、何かこのところから見られるかなというふうなのを判断いたしました。それがどういうところから判断できたかといいますと、やはり第1次産業なのです。第1次産業の就業人口が下北地域が県の平均に比べて、他の地域に比べて格段に少ない、第1次産業に従事している人口が。ここがやっぱりこの下北地域が今まで取り組みがおくれてきた部分かなというふうに思っております。

6つの地域の中で当然大きな人口、商業都市を抱える青森市だとか三八は、それは当然第1次産業に従事する人口が少ないのは当然であります。青森と八戸、それに次いで第1次産業に従事する人口が少ない地域が下北地域なのです。これは、本当にちょっと残念だなというふうに思いました。当然下北地域は自然が豊かであるし、三方を海に囲まれてあるし、そこで当然第1次産業に従事する方がそれなりの比率を占めていなければならぬし、それだけの地域資源は十分持っている地域だと市長、私は思っているのです。それがそうっていない。それに従事する人口が少ないというのは、これはやっぱり注視して、こういうデータに基づいて、どういうところに手を当ててもらわなくてはいけないか、県と連携して対策をとらなくてはいけないかと、こういうのは見えてくるのではないかなと思うのです。確かに資源管理型の漁業をやっていくとかそういうの、あと農

業、林業も進めていくというふうなのは、県は当然それを進めていくというのは書いてありますが、ほかの地域に比べてここが格段に下北地域がおくれているというのが、やっぱりこのデータからわかるのです。確かに漁業については、県の平均よりは、県の平均が1.3で下北地域が6.7ですから、かなり比率は高いのでありますが、農業が県の平均が11.4%に対して3%で本当に少ない。このところをやっぱり手当てをしていくような地域にしないと、それこそ豊かな自然がほとんどほったらかしになって利用されないでいるという現状をやっぱり変えていかなければ、持続的な地域づくりというのはまず無理だなというふうに私は思ったのです。この点について、市長のお考えもちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 県議会の答弁と、そしてまた質疑の内容になるのではないかなというふうな、そんな雰囲気は今持っているわけでございませけれども、手前どもむつ市として県のほう、下北地域県民局を通じて県のほうにどういうふうな訴え方をし、そしてその果実として新たな基本計画に組み入れられたのかというふうなことのお尋ねだと思いますので、この部分に特化をしてお話をさせていただきたいと、こう思います。

横垣議員お話しのように、このむつ下北の取り巻く農林水産物、これは非常に地域資源として、どこかの市長がお話しておりますように、「むつ市のうまいは日本一！」というふうなことで、自信と誇りを持つものがあるのだというふうなところ、そしてまた県のほうはこれまで攻めの農林水産業というふうなことで、ともに手を携えながらさまざまな形で全国発信をし、地産地消から地産他消へというふうな形で現在も取り組んでおるところでございます。この部分では、農業関係、農林、畜産のほうのお話かと思っておりますけれども、

この部分で、海のほうはというふうなお話もございました。海のほうもかなりの部分で、今度は荒波に負けない養殖ホヤや生産、加工、流通促進事業、そしてまた陸奥湾で育む豊かな魚介の里づくり推進事業、もっと帰ってくるサケづくり推進事業、そういうふうなもので事業を進め、効果としては、例えばムラサキイガイとかマガキ、そういうふうなもので水産加工業の振興により新たな雇用の創出が見込まれ、6次産業化の促進に当たる。そしてまた、現在も取り組んでおりますけれども、ナマコの生産、そして干したナマコ、この部分もありますけれども、今後はホヤ、そしてナマコの塩蔵加工品、塩漬けの加工品、こういうふうなもの、それからあとは観光客向けとしては観光客誘致の可能性が期待されるサーモンフィッシングだとか、そういうふうなものを海の部分では総じて取り組むと。そして、来さまい下北海の幸づくり推進事業、そして下北水産物高品質化推進事業というふうなものにもこれからはしっかりと取り組んでいく計画をつくり上げていると、そういうふうなことであります。

それから、これは畜産もむつ市内、かなりの畜産、進展をしております。肉類、そしてまた生乳類というふうなことで、かなりの売上金額をなし遂げております。この部分では、下北地域繁殖経営向上対策事業というふうなことで、事業成果として期待できるものは、生産者の生産技術と生産意欲の向上が図られると。そしてまた、地域の特徴ある肉用子牛づくりが推進され、下北産肉のイメージアップにつながり所得向上につながるとともに、地域経済の活性化に寄与できるものであると、こういうふうな形での期待される効果。また、林業のほうにおいては、杉、間伐材利用と、そしてキノコの生産モデルだとか、こういうふうな形で、かなり細かいところまでの現状を分析し、そして対応策をとり、今後期待される効果というふ

うなものがございます。そしてまた、特に横垣議員は山林の部分での熊を守るべきだというふうなことがございましたけれども、かつてありましたけれども、下北熊剥ぎ被害対策事業というふうなことで、非常に林業が熊の被害を受けているというふうなことで現状と課題、そして事業内容、事業の効果というふうなことでの取り組みをしっかりとここには掲載されていると、私どもは我々の気持ちも通じているものと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 次に移りたいと思います。

それで、質問の4点目、原子力の諸問題についてであります。安全を第一義に原発を推進するというのがむつ市の立場ですが、一応答弁によりますと、そういう安全にやってほしいというのは機会あるごとに述べてきたという答弁ですが、具体的にどこをどうすれば安全になるのだというのまできちんと述べてきたかどうかというのをお聞きしたいなど。ただ安全にやってくれ、安全にやってくれ、これだけ述べてきたのかどうか。今の現状はここが問題だよと、これはもうちょっとこうやってほしいというふうな形でのそういう意見を述べてきたのかどうか、これだけちょっとお聞きします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど壇上でもお答えいたしましたように、ありとあらゆる機会、原子力規制庁の方々も当市に来ていただき、そして私も上京の際にもその関係者等ともお会いをいたします。この部分については、どこが問題かというふうなこと、これは規制委員会の中で現在もんでいるわけでございます。これまでの横垣議員のお話の論理、今定例会以前のお話ですけれども、規制庁すらなかなか、規制委員会すら認めがたいと

いうふうなご趣旨がこれまでございました。その部分では、私はそのときには、無政府状態ではないですかと、そうなると。私ども、これは専門家ではございません、はっきり申し上げまして。横垣議員は経済、そしてまた理科、科学、そういうふうなものは全てにわたって通暁しているかもわかりませんが、手前どもその部分においては、専門的な部分、活断層がどうで何十万年前までどうだ、それから変動地形学がどうだ、そういうふうなもの、これらについてなかなかその部分の識見、耳学問はありますけれども、この部分はどうか、この部分においては報道を通して私たちは知り得るだけでございます。規制委員会の姿勢、考え方、問題点の指摘、それに対して事業者側が真摯な取り組み方をして、それに対応していくというふうなことで、世界一の基準の、水準の安全が確保できるものと。そういうふうなことを考えますと、その新規制基準、そしてまた規制委員会、規制庁に対しての真摯な取り組み、これを事業者側には常に求めているということでご理解いただけるものと、このように思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 世界一厳しい規制基準というふうには市長はおっしゃったのでありますが、市長は本当にそういうふうな思っておりますか。ここはちょっと、そうである、そうでないだけでよろしいですから、答弁願います。本当にそう思っていますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは世界一安全だというふうな規制基準を目指しているというふうなことでの政府の判断で、そしてそれに対しての規制委員会が応えて、応えるというのはアンサーするのではなくて、レスポンスするのではなくて、それを対応をとっているというふうなことでございますので、私の発言というよりも、政府、国、この

部分においては世界一厳しい規制基準のもとでこれを対応していく。だから事業者側は、それに真摯に応えなさいというふうな流れでございますので、その部分をお話をしているわけでございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 市長が自分個人の意見を言わないのですよね。国が言っているから、ただ世界一厳しい規制基準だと言ったということですね、それ目指している基準。市長の意見を聞きたいのです。だから、市長がそういう意味で、国の言っていることをただそのまま右から左に言っているだけなのです。そういう姿勢でいいのですかと私言っている、市長。だから、前言ったように、新潟県の泉田知事は、自分の意見を言っているのです、今の規制基準は安全基準でない。これは、田中委員長もはっきりそのように言っているのです。今回のエネルギー基本計画で、市長のほうでも答弁しましたけれども、この世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には稼働を進めるということを言っているのですが、これに対して田中委員長はどう言っているのかというと、私たちは規制に合っているかどうかだけ判断するけれども、稼働する、しないは私たちの管轄外だとはっきり言っているのに、政府は、規制委員会でオーケー出せば、それでも安全だとして進めると言っているのだけれども、この食い違いがあるのです、現に今。だから、市長としてはそういうのをきちんと点検してほしいというのが私の希望なのです。国が言ったのをそのまま今言っているだけでしょう。だから、市長としてはどの程度、市長も原発に詳しい方ですから、私なんかは市長に比べると全然頭が悪い人間ですから、十分理解できると思います。そこを私は聞いているのです、市長の意見。しかも、田中委員長と規制委員会と今のこのエネルギー基本計画と、中身がもう矛盾、そこで生じているし、

実際一般の新聞も、そのところを書いているし、またその矛盾があるから函館市長が提訴するという現象も生まれているのです。例えば今までの基準みたいは10キロ圏内の地元の同意を得ればいいとかというふうなのであれば、函館市は別に何も騒ぐ権利ないのだけれども、今度新しい規制基準では30キロ圏内もきちんと避難する準備をしなさいというふうに決めているにもかかわらず、その30キロ圏内の函館市に大間原発だとか国が説明に行かないというのですから。だから函館市長はおかしいよと、説明も何もしない、ただ準備だけしなさいと、こういうやり方が民主主義国家、日本は法治国家で民主主義国家ですよ、市長も当然それはご存じで。そういう国が説明を何もしないで、ただ準備だけしろというふうな状況に函館市が置かれているということです。だから、こういう矛盾が今現在生じているのを市長としては当然知っているはずで、新聞も読まれる方だし。それをどうしてこの議会の中では、国の言っていることをそのまま述べるだけにしているのですか。きちんとそのところの市長の本当の意見を聞きたいです、どう思っているのか。既にもう矛盾が生じている。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員は、矛盾を感じているわけでありませけれども、私の考え方に、私は矛盾を感じておりません。この部分をお話をさせていただきます。

そしてまた、新潟県知事のお話がありました。そしてまた、規制委員長のお話もございました。それぞれの立場でのご発言でございますので、規制委員会は規制委員会とその安全基準、基準を満たしているのか満たしていないのか、その後については、あとは政府の考え方、地元の考え方、これによるわけでございますので、この部分については私は安全を第一義に原発を進めるべきである

という、エネルギー政策を推進するべきであると。これ安全を第一義が大前提です。その安全を第一義にというふうなのは何をもとにするのかというふうなことは、これは規制庁の、規制委員会でのさまざまなそれぞれの特有の地形もございませしょうし、何十万年なのかどうかわかりませけれども、そういうふうなところの判断をもとにして、これは安全であるかどうかというのは規制委員会が判断するわけでございますので、それに従って、あとは国、政府、そしてまた事業者側、そしてまた地元、こういうふうなものがトータルとして再稼働されていくものと、こういうふうにご認識をしております。その部分においては、国の意見と同じだから、それは宮下個人の意見ではないだろうと、そういうふうにご指摘でございますけれども、私は国の意見が私の個人的な感想、意見と、こういうふうなもので一致しているものと、こういうふうにご理解をいただければなと、こう思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 矛盾を感じないというのは、なるほど、そういう考え方というのはよく感じました。ただ、私先ほど言ったように、田中委員長は、規制委員会で合格を出したというのは、これは安全だから出したというのでないと表明しているのです。新聞にも、そのところ、今度市長、国に行ったらきちんと問いただしてください。

（「機関紙でしょう」の声あり）

○2番（横垣成年） これ報道もされているの、一般の新聞にも。

（「赤旗」の声あり）

○2番（横垣成年） 赤旗だけでなく。これ一般紙にもきちんと書いてあるのです。

○議長（山本留義） 横垣議員、誰に対して答弁しているの。

○2番（横垣成年） 何ですか。

○議長（山本留義） 誰に対して答弁している、今赤旗とかと。ちゃんと質問しなさい。よその外野から質問されたのに答える必要ないです。

○2番（横垣成年） なるほど、済みません。

市長、ちょっと時間もない。あと何分ですか。

○議長（山本留義） あと2分。

○2番（横垣成年） いいですか。原子力規制委員会は、原発が新規制基準に適合するかを審査するが、再稼働の判断はしない、また規制委員会の判断をしない。また、政府のほうは規制委員会の判断を尊重すると繰り返し、その矛盾の状況を生み出しているときちんと一般の新聞にも書いてあるのです。田中委員長が、さっき言ったように、では後できちんとその資料をお見せしますから。今度国に行ったときに、きちんとそこを問いただしてください、どっちなのですかと。規制委員長が判断したら、それは安全なのですかどうかというのをきちんと申し述べてほしいと。これきちんと私市長に要望しておきますよ。そこのところ、どうですか。そこのところ問いただす考え方はありますか。それとも、全然今の規制委員会がやっていることは、もう完全にオーケー出せば安全だというふうに市長は判断するというのでよろしいのですね。そこはちょっと再度確認させていただきます。いいですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 規制委員会の存在すら否定するような、規制委員会が審査をしていることを否定するようなご発言でございまして、私はその部分は先ほどちょっとお話、これまでの定例会、繰り返し繰り返しエネルギー政策について、規制委員会について横垣議員は非常に無政府主義的なご発言、やはりこれまた繰り返しになったと思うのです、今の部分では。規制委員会すら信頼しないというふうな、そこに根底があるのではないかと。そこにやはり横垣議員は自己矛盾を抱えてい

るのではないかと、私はそういうふうに思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） あと1分。そういうことでないのです。確かに今の新しい基準は、ベントを設けなければいけないわけでしょう。何かあったら、放射能を外に出すということが前提の規制でしょう。だから、周辺住民はもう放射能をかぶってもいいというふうなことで合意しないとだめな基準になっているのです。だから、そうだと安全でないでしょう。今までは閉じ込めると言っていたのですから、放射能を全部。それを閉じ込めない、出すよという前提の規制だから、安全の基準ではないと田中委員長は言っている。そういうことをきちんと市長、国に行ったら確認してください。このことを強く要望して、終わります。

○議長（山本留義） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎工藤孝夫議員

○議長（山本留義） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。3番工藤孝夫議員。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

○3番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第219回定例会に当たり、通告に基づき一般質問を行います。

最初に、秘密保護法について伺います。安倍政権は、昨年暮れ、多くの国民が反対する中で、特定秘密保護法案を強行成立させました。法案は、

政府が持つ膨大な情報のうち、秘匿が必要とするものを1、防衛、2、外交、3、スパイ活動の防止、4、テロの防止と指定し、その秘密の漏えいや、知ろうとしたりする国民を懲役10年の重罰に科すというものであります。法案の問題の第1は、政府の都合で特定秘密が指定され、国民の知る権利、報道の自由が大幅に制限されることであります。その結果、主権者である国民が行政をチェックすることができなくなります。また、国会議員も例外ではないため、国勢調査権など国会の機能も形骸化し、政府の暴走を防ぐことが困難になります。

第2に、本法案は国民を監視し、国民の運動を抑圧する弾圧立法であることです。法案では、特定秘密を取り扱う公務員や契約業者の適性を評価するために個人のプライバシー情報を調査するとしています。さらに、家族の調査や知人、その他関係者への質問など、調査の範囲は際限なく広がります。そうなれば、適性評価を口実に、違法、不当な調査が広く行われ、国民への監視がさらに強まることは明らかであります。しかも、何が秘密かも秘密になっていて、国民が知ることができないものです。この秘密保護法に違反して逮捕された場合、裁判の過程でも特定秘密は開示されないことになっているので、被疑者は何の被疑事実で自分が捕まったか、何を裁かれているのかわからない、弁護士にも特定秘密は開示されないので、弁護のしようがなく、一旦被告人とされたら、自らを防護する手段が存在しないというまさに戦前の暗黒社会に逆戻りすることにつながります。

このように国民の目、耳、口を塞ぐ秘密保護法は、国家安全保障会議設置と一体で進めることからして、この法の本質とするのはアメリカとともに海外で戦争をする国をつくる、この点にあるとされています。だからこそ、世論調査でも7割が反対し、新聞社、マスコミ、ジャーナリスト、各

界各層から広範に及ぶ廃止の声が日に日に広がっているのであります。

以上、私は概略的に述べましたが、問題は公務員だけの問題では決してなく、全ての国民に矛先が向けられているものです。日本が始めたさきの侵略戦争による諸外国や、自国を含めたおびたしい犠牲のうえに成り立つ世界に冠たる現憲法を死守する義務を政治は負っております。戦争の放棄と、そのための戦力の不保持をうたった現憲法こそ次世代に引き継がれるべきと考えます。

私は、以上の観点から、まず第1に、市民生活を守る責任者として、年内中にも施行されると言われているこの秘密保護法に対する市長の所見と明確な意思表示について答弁を求めるものであります。

次に、介護保険制度に関して質問をいたします。安倍内閣は、先月2月12日、介護保険の大改悪や病床削減などを盛り込んだ医療介護総合推進法案を閣議決定しました。通常国会で成立させ、来年2015年度からの実施を目指すとされています。

介護保険では、要支援者1や2の認定を受けた人の訪問介護とデイサービスを保険の給付の対象から外すというものであります。そうなりますと、自己負担分がふえ、年金で払えず利用できなくなる人や日常の生活も困難になる人が一気にふえてしまう事態になることが予想されます。これは、保険給付の受給権を放逐することにつながりますが、これに対し、市としてどう対応するのか伺います。

2点目に、今度の改正案では、特別養護老人ホームへの入所は原則として要介護度3以上にするとしております。そうなりますと、要介護度1や2の人は施設から締め出されるおそれが出てきて、介護難民をつくり出す事態になりかねませんが、市の考えと対応についてお尋ねいたします。

3点目は、年金収入で280万円以上の所得のあ

る高齢者が介護サービスを利用した場合の利用料を現在の1割から2割の自己負担とするとしています。このことにより、影響の及ぶ対象人数と市の対応についてを伺うものであります。

以上、市長並びに理事者の誠意ある答弁を求めて壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、特定秘密保護法に対する私の所見と意思表示についてであります。特定秘密の保護に関する法律、いわゆる特定秘密保護法は国民の安全を守り、日本の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿が必要であるものについて保護し、漏えい防止を図ることを目的に制定されたものであります。本法案の成立に当たっては、国民の知る権利や表現の自由が著しく侵害されるおそれがあるとして国会の審議においても与野党が激しく対立、また重要な法案の成立を急ぐ政府の姿勢に対し批判が噴出する等、多くのマスメディアにもその経過を懸念する声を取り上げられておりました。世論の賛否が分かれる中で国民の声が生かされたのか、十分に時間をかけた審議が行われたのか、拙速に事を運んではいないかなど、私自身いささか疑問に感じるところもありました。しかしながら、これまで国の情報管理体制は秘密保護が不徹底で情報が漏れやすく、情報を共有する際の妨げになっていると言われておりますことから、漏えいを防ぐための法整備の必要性は十分に認識しております。

現在特定秘密保護法の施行に向け、有識者による情報保全諮問会議において、特定秘密の指定等の基準案が論議されている段階であり、法律の核となる部分がいまだ明確にされていない状況にあります。今後具体的に何が特定秘密に指定され、

どのように運用されるかが明らかになってまいりますので、その動向を注視するとともに、市民生活に影響を及ぼさないよう厳正な制度の運用等については国の責務において説明責任を果たしてもらう必要があるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、介護保険制度の改正後の諸問題については、担当部長がお答えいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 介護保険制度の改正後の諸問題についてのご質問の1点目、要支援者の介護保険サービス外しについてお答えいたします。

まず、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案が平成26年2月12日に閣議決定され、同日国会に提出されておりますが、これによりますと、要支援者向けの介護予防サービスは、介護保険制度の枠内で実施している地域支援事業に移行するもので、市町村が単独で100%負担するというのではなく、財源についても従来どおり介護保険制度内で賄えるものであります。さらには、市町村が地域の実情に応じた取り組みができ、サービス内容に応じた単価設定も可能となるということでもあります。

なお、地域支援事業に移行する介護予防サービスは、訪問介護、いわゆるヘルパー派遣と通所介護、いわゆるデイサービスのみで、ほかのサービスについては引き続き予防給付によるサービスを継続することとなります。これは、要支援者については多様な生活支援サービスが必要とされることと、介護予防のためには地域に多様な通いの場をつくり、社会参加を促進していくことが重要であるという観点から、この2つのサービスに限定されたものであります。したがいまして、当市におきましては、これまでどおりの事業所から同様

のサービスが受けられるようにし、また利用料については、これまでどおり国の基準以上には設定いたしませんので、サービス低下ということはありません。

次に、ご質問の2点目、要介護1と2の方の施設入所締め出しの懸念についてお答えいたします。今回の改正案は、特別養護老人ホームの新規入所者の要介護度を原則3以上と限定し、在宅での生活が困難な中重度者の要介護者を支える施設としての基準の明確化を図ったものと考えております。また、要介護1や2の軽度要介護者についても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与のもと、特例的に入所を認めることとなっておりますし、既に入所されている要介護1及び2の方については、引き続き入所できることとされておりますので、締め出しということにはつながらないものと認識しております。

次に、ご質問の3点目、介護保険サービスを利用した場合の自己負担の引き上げについてお答えいたします。介護保険制度は、所得にかかわらず利用者負担を1割とし、高額介護サービス費の負担限度額も据え置いてまいりましたが、保険料の上限を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、これまで一律1割負担に据え置いている利用者負担を一定以上の所得のある方については2割負担していただくということがこの改正の趣旨であります。

具体的には、介護保険料の算定の基礎となる合計所得金額が160万円以上、または年金収入のみの場合、これに公的年金控除120万円を加えた280万円以上に該当する65歳以上の被保険者が対象となります。国での見込みを当市に当てはめると、実際に影響を受けるのは在宅サービス利用者の15%、約310人程度、特別養護老人ホームの

入所者の5%、約16人程度と見込まれます。ただし、1カ月の上限額を超えた金額を返還する高額介護サービス制度の利用により、見直し対象者全員の負担が1割から2割になったとしても負担が必ず2倍になるわけではありません。

いずれにいたしましても、国全体で介護を支える根幹の制度として、今後とも介護財政を安定して維持していくため、国の動向を注視しながら最善を尽くしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 特定秘密保護法に対する市長の所見と意思表示についてお伺いいたしました。まだ国のほうでは明確になっていない部分はあるのでというような答弁がなされました。

そこで市長にお尋ねしたいと思います。2月27日、今からちょうど7日前でありますけれども、朝日新聞の報道がありました。紹介したいと思います。「逮捕に備え弁護団を結成」と。実際の事件や訴訟が起きる前から弁護団をつくるのは異例だけでも、札幌、名古屋、大阪、広島など計200人以上の弁護士が参加を表明しているという。法律の施行後に逮捕者が出た場合に秘密の中身が明らかにされず、何の容疑かわからないまま弁護することなどが想定される。このため、弁護団としてあらかじめ裁判での証拠の開示のあり方や被告の弁護の方法など具体的な対応を検討していくと。そのうえで日弁連は、これまで何が秘密に指定されるか限定されていない。2つ目に、秘密の内容をチェックする独立した機関が存在しない。3つ目に、内部告発者や記者、市民運動家を守る仕組みがない。こういうことで今月の3月12日、参議院議員会館で弁護団結成式と元検察官や刑法学者による講演会がある、こういうふうに1週間前の朝日新聞では報じております。秘密保護法でありますから、国が明らかにしないのは、詳細に明ら

かにしないのは、市長の先ほどの答弁でもあったとおりだと思いますけれども、実に多くの方々が疑念を呈して、この秘密保護法については反対あるいは廃案を求めているわけです。こういう大ざっぱな、大まかな柱の部分、このことからいってみても、この秘密保護法なるものがどういうものなのかということは大体おわかりになっていただけるなというふうには私思うのであります。

そこで、先ほど述べられたほかに、この秘密保護法に対する所見が新たにないのかどうか、もっと市長として懸念すべき事項というのはないのか、市が今後行う事業にとっても支障がないものなのかどうか、この点をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどご紹介ありました朝日新聞の報道なのですが、私全く承知をしておりませんでした。見てもおりませんでした。その部分は、まずそういうことで結構です。

それで、市の事業にどういふふうなかかわりがあるのかというふうなことで、何かあと想定されないかというふうな、それで所見を求めたいということでございますけれども、この特定秘密保護法の根幹をなすものは外交、防衛、そしてもう一つありましたね、3つ目が、外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止。平たく言うと、一部にはテロというふうな形になってくると思うのですが、この部分においては、市の事業には外交の問題、防衛の問題、そういうふうなところで、知り得る、知っている者が、その部分に触れるというふうなことは私はないのではないかと、こういうふうに思います。ただ、個人的に市長の職として、例えばここには海上自衛隊大湊地方総監部がございます。さまざまな艦船が入ってまいります。その部分で質問もさせていただき、その状況等、これは特定秘密になるのかどうか

わかりませんが、さまざまな防衛活動の部分で、その機密性を持っているところには、当然我々が入ることはできませんし、入ったとしても、カメラで撮影だとか、そういうふうなものの許可は出ません。そういうふうなところ、あえてカメラで撮って、それを公開するというふうなことは、これはやはりルールに反するものと、私はそういうふうには思いますし、そういうふうな行動もとっておりませんし、また私はよく言うのですけれども、機微情報、この部分において防衛なんかの機微情報については、なるべくこの部分についてはお尋ねをしないようにして、そういうふうな対応をしております。そしてまた、その部分については市の事業にかかわるもの、こういうふうなことは、私は今のところないものと。先ほど工藤議員もご紹介いたしました、外交、防衛、それから外国の利益を図る目的、これが3号ですか、4号がテロ活動、こういうふうな部分では、事業とかかわるもの、その部分で影響があるものとは思いません。しかしながら、先ほどお話をいたしましたように、国民の知る権利、そしてまた表現の自由、これが著しく侵害されるということのないような形の中で、新たな、今国会で、きのうあたりも何か政府が、この案について、少しまた発言をなさっているようで、それは報道で承知しておりますけれども、この部分でのしっかりした対応、これはとっていき、余りにも秘密が漏れ過ぎますと、外交上、防衛上、私はそここのところも懸念をしております。そういうことでありますので、今後具体的にその情報保全諮問会議で、この特定秘密の指定の基準が今現在協議されているようでございますので、その動向を私は注視していきたいと。そしてまた、市民生活に影響の出ないような形で指定をしてもらおうようにと、そういうふうな気持ちでおります。

ただ、今回の、この昨年来の特定秘密保護法の

議論、ちょっと拙速過ぎたのではないかなというふうな気持ちは持っております。もっともっと議論を重ねていただきたいと、こういうふうなところは感じております。しかしながら、一昨年でしたでしょうか、あの尖閣諸島で某国の船が海上保安庁の船にぶつかってきたと、ああいうふうなところ、あれは隠しておくべきなのか、それとも公開するべきなのか、これはその当時大きな議論がありましたけれども、ああいうふうなことは、やはり私は日本の国益を守るためというふうな部分では、やはり国家公務員の守秘義務はございますけれども、そここのところは政府としてはしっかりと国民に伝えて、そういうふうな国益を損なうようなところについては、はっきりと私たち国民に伝えるべきであるものと、そういうふうな認識をいたしております。ちょっとあちこち話が飛びましたけれども、そういうふうな思いでおります。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 一部でありますけれども、よく議論されたかどうかというふうな点については、非常に疑問があるところだという市長の答弁でありましたけれども、個人のプライバシーを守る、憲法を守る、国民の自由を守る、こういう点は当然そうあるべきものだという認識には変わりありませんね。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） お話をしましたように、国民の知る権利、報道の自由、言論の自由というふうなことは、これは憲法で保障されておるわけでございますので、そのもとでの法でございますので、私はその国民の知る権利、そしてまた報道の自由、言論の自由、憲法で保障されたものは、しっかりと私たち国民は、この部分についての注視をしていかなければいけないものと、そういうふうな感じております。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 注視をしていきたいという答弁でございました。

そこで、先ほどの市の事業とかかわってお尋ねしたいのですが、市長も若干触られました。そこで、戦前もそうでありましたけれども、大湊は軍事基地あり、軍港のまちであったために、列車が走った際には、場所によって車窓に幕がおろされて外を見えなくするといったことがあったというふうな、よく聞いたことがあります。これは、軍事機密保護法という法律がつくられて、そういうことをやったわけであります。今、市では北の防人ということで事業を進めているわけですが、その事業の内容、中身の中に展望台、とりわけ芦崎湾を眺めながら市民や観光客を誘致したいということを目玉にしようとしているわけであります。当然ながら軍艦だとかさまざまな艦船は手にとるように見えるわけです。先ほども言いましたけれども、この秘密保護法には防衛というのが真っ先に出てくるのです。1、2、3、4、5とある中で防衛、そういう点では、まさに軍港あるいはそういう基地というものは秘密保護法の対象の柱をなすものだというようなことは明らかでありますから、そうやってまいりますと、今できたこの秘密保護法によって、こうした市が行う軍港あるいは軍艦を展望する観光事業、これが秘密保護法に違反しないかどうか、違反しませんと市長は言えるかどうか、この点をお聞きいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 戦前のお話でございましたので、この軍事機密保護法というのは、戦前の、この部分は私今初めて聞きました。ただ、幼心に父親だとか母親、また祖父母等があの大湊線、あの近くになってくると囲いがあったり、見えないようにしていたというふうなことは、それは聞いておりますけれども、やはりこの部分では、軍事については、戦前です、軍事についての機密と

いうふうなことは、やはり多くの方々の目に触れるわけでございます。さまざまなスパイ活動もあったように聞いておりますので、その部分については、やはり守るべき秘密は守っていかなければいけないと、私はそういうふうに思います。そのことによって、全て戦前のことを肯定しているというこの勘違いはなさないでほしいなと、こういうふうに思っております。

そしてまた、北の防人の展望台、この北の防人計画は、交流人口をふやすというふうなこと、そして平成21年に水源地の堰堤、これが国の重要文化財に指定された。それをきっかけにして、あそこら辺を全部整備して交流人口をふやしていこうと。その中にあの芦崎湾の、日本でも非常にあれだけきれいな砂嘴というふうな、それを見る場面、この部分をしっかり展望台として設置をして、おいでの方々にその景色をごらんいただき、そしてまた出船、入り船、軍艦とは私は言いません、自衛艦が、その出船、入り船、そういうふうなところ、芦崎湾を通過して安渡湾、そしてまた陸奥湾と、こういうふうな景色、すばらしいものがありますので、この部分を楽しんでもらうため、そしてまた大いにPRすることによって交流人口がふえてくると、そういうふうな取り組みを今進めておるわけでございます。

この部分において展望台、そしてまたあの一連の周辺の工事、それから企画、そしてまたコンセプト、そういうふうなものは、当方として総監部のほうにお伝えをしております。そこで展望台を閉鎖しろというふうなことは全くありませんし、宇田の交差点、3差路、下のほうに行きますと、あれほど近いところに自衛艦がおるわけでございますので、そういうふうなところも、それによって、特定秘密保護法によって、見るというふうなことを禁じられるということは全くあり得ないものと、こういうふうに認識をいたしております。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 全くあり得ないということで断言されましたけれども、市長、大湊地方総監部の方の了解をとって、この事業を進めてまいりましたか、展望台。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、さまざまな場面で北の防人計画を周辺の部分、防衛局の土地もあります、それが財務省に移管したり、そういうふうなところの土地の取得関係、そういうふうな部分では、それぞれの関係官庁にはご説明をしておりますし、またさまざまな場面で私自身も総監部のほう、また自衛隊の集まり、そういうふうな際に北の防人計画ということは説明をしております。展望台の設置、そして展望台から見た、これは高くあれする高所作業車、これで撮った形でのアングル、そういうふうなところもホームページ等々、またさまざまな機会でプレゼンの機会にお伝えをしておりますので、それについての全く異論は、私には届いておりませんし、担当のほうも十分説明をしてこの事業を進めているということでご理解できるものと、このように思います。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 今市長が答弁なさったことは、この法律ができる以前の話だと思いましたがけれども、どうでしょう。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私佐世保のほうも一度視察をしたことがあります。佐世保もやはり展望台、そういうふうなものもありますし、法律の前から我々は進めている事業でありますので、この部分で全く私は懸念はないものと、このように感じております。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 国民が、あるいは我々が、そして市長がそう思っている、この秘密保護法と

いうのはそういうものではないというふうなこと。秘密は何が秘密なのか、これも秘密だというわけですから。そして、首相が決めると、こうあるのです。ですから、そう前途が洋々としたものではないということを私はこの点今回非常に強調したいなというふうに思います。ですから、今進めている北の防人事業の中の展望台をとってみても、あるいはまた夜のアゲハ夜景というふうなことをとってみても、非常に私は危惧される事業ではないかなというふうに思っております。ですから、国民の実に多くの人々が、この法律ができた後でも、そして先ほど紹介したように、朝日新聞の記事を見ても、そういうもう事件が発生しないうちに弁護団を結成するというところで、今月の15日に結成するという事態にまでなっているのです。ですから、政府を信じるのもいいでしょうし、トップとしてそうなのでしょうけれども、しかしそういう内容をはらんだ、危険をはらんだ法律だということの認識だけはぜひ市長が持って当たっていただきたいなというふうに、よしんばこれを担保できるかどうかということを含めて国のほう、あるいは関係機関のほう、問い合わせ含めてやってほしいなと。そして、我々市民にもぜひ報告してほしいなというふうに思います。

次に移ります。介護保険制度の改正後の諸問題についてであります。私、まず最初にお聞きしておきたいことは、冒頭にも述べましたけれども、介護保険サービス外しとなったら、介護保険料は徴収されながら、要支援1や2の方が適用外となる。これは、保険給付の受給権の放逐だと、私はそう考えますけれども、これらの問題に対する認識について、部長のほうでもいいですし、担当のほうでもいいです。この点をお聞かせ願いたい。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 先ほどの説明の中でも申し上げましたけれども、財源的には地域支援

事業のほうに移ったとしても、これまでの介護サービスの給付と同様の措置がされているわけでございます。具体的に申し上げますと、65歳以上の第1号被保険者のほうからの負担21%、それから第2号被保険者として45歳以上の方に対する保険料、それからは29%、それから国から25%相当、県から12.5%、市も12.5%の負担ということで、財源措置的には介護サービス、今までの保険給付サービスと同様の措置がされているわけでございますので、介護保険料のその徴収はされているものの負担もあるわけですので、介護保険給付からの締め出しというふうなことには当たらないとこちらでは考えております。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） そうしますと、この要支援1や2の方が保険から外れるということはないということですか。

今月の4日付の新聞をまた引用させていただきます。中央社会保障推進協議会がこのほどまとめた全国市町村介護保険見直しに関する緊急調査ということで、昨年11月から12月末まで調査したと。要支援1、2利用者が受けるこの事業についてアンケートをとったと。そうしたら、市町村の地域支援事業に移行することについて、可能としたのは16.1%、市町村はやれると。しかし、不可能だと答えた自治体が31.3%だ。判断不可、判断できない、今の段階では、そう述べたのが39.4%。合わせて70.7%が否定的、こういう事業はやれないというアンケート結果が出ているわけです。部長答弁では、それはできますということですから、非常に心強いわけでありましてけれども、これだけを見ていきますと、本当に将来不安が尽きないというのが今現場の声でもあるし、我々の考えでも、本当にそういう困っている人々の声を聞けば、それが起こっているというのが実態です。ですから、これに後退がないということであれば、これにこ

したことはないわけで、大変安心できるわけですが、そういうこともありますので、ぜひ後退のないように市行政のほうはしっかりとやっていただきたいというふうに、この点は要望しておきたいと思います。

質問の3点目に利用者の負担、1割から2割、280万円以上の所得があった場合は上げるという問題について、影響の及ぶ市の利用者数、市の対応ということで私聞きましたけれども、これもさっきの部長答弁で、そういうことはないよということですので、これは我々は考えなくてもよいと、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 介護サービスの自己負担が1割から2割になる方の数というのは、今現在は国のほうの予測データをもとに当方のサービスの受給者に対して当てはめた数字であります。実際は、サービスによって自己負担額がそれぞれ異なるわけですので、どの程度の給付費のほうに影響がはね返ってくるかというところは、まだ算定しておりませんが、自己負担が上がる場合でも、その高額介護サービスというのをございまして、非課税のものから実際に市民税課税されているものまで月額ランクはございますけれども、その範囲を超えての負担というのはいないこととなりますので、さほど大きな影響はないものところでは考えております。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） この利用料の引き上げ問題では、施設入所者の居住費、それからまた食費補助の縮小、これがかなり懸念事項として広がっているわけですが、この心配も大してしなくてもいいというふうに捉えればいいですか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 介護サービスのその自己負担額につきましては、4月から実は消費税

が上がります。その関係で、かかる費用についても全てのサービスではないにしても、その消費税に絡む部分で介護保険報酬額はちょっと上げることとなっているということが国のほうから通知ございますけれども、その費用に対しての利用負担額という点では、入所者も居宅サービス者も同じでございます。そういうふうに一律に消費税の関係で上がる部分はありますけれども、今までと負担の部分というのは変わりございませんので、施設入所者についても居住費、それから食費とかの負担の部分についても、それほど負担に困るような事態は発生しないものところでは考えております。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 私3点に絞ってこの介護問題についてお聞きいたしました。しかし、部長答弁では、おおむね心配ないという否定的な答弁でした。もういささかも後退がないように、国でどういことを決定しても、市では守っていくと、現状を、そういう決意で取り組んでいていただきたいということを要望して質問を終わりたいと思います。

○議長（山本留義） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

ここで、午後2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎川下八十美議員

○議長（山本留義） 次は、川下八十美議員の登壇を求めます。5番川下八十美議員。

（5番 川下八十美議員登壇）

○5番（川下八十美） 「なんじ自身を知れ なんじおのれを知れ」、これは古代ギリシャのアポロンの神殿に記された言葉であります。しかも、この言葉に改めて深い深い意味をつけ加えたのは、紀元前5世紀に活躍したあの政治哲学者ソクラテスであったのであります。その深い意味とは、しからば自分は一体何であるのかということによりよく知ることによって、人間は改めてまことの人になるということなのであります。

また、「祇園精舎の鐘の声 諸行無常の響きあり」で始まる「平家物語」は、平家の武将たちが、まさに運命的な没落を通して、そしてあの偉大なおきての前に、かたく結ばれたきずなが、あたかも夜露のごとく哀れに消え去っていくこの世の無常のはかなさを物語っておるのであります。だが、そこに描かれている武士たちの無情を背景とするからこそ、この世に生きる、そして死する、生と死の美しい輝きを私たちにはっきりと見せしめておると言っても決して過言ではないのであります。

武士道といえば、何といっても市立記念館もあり、本県の十和田市とゆかりの深い、旧五千円札の肖像でおなじみの「武士道」の著者でもあり、国際的貢献でその名を知られておる新渡戸稲造博士でありましょう。私は、今ここで武士としての生きざまを物語る一つの逸話を鮮明に思い出すことができるのであります。

それは、ある野武士が偶然にも人をあやめてしまい、罪を犯し、その罪の重大さを深く深く反省しながらも、自分の生まれ故郷、ふるさとに身を寄せるのであります。間もなく追っ手に追いつかれてしまうのであります。そのときの自分のふるすとは、大雨が降れば川が氾濫し、田畑の作物は全滅、大雪が降れば隣部落にも行けないほど孤立状態が続いて、村人たちは困窮で苦しい毎日を送っておったのであります。そこで、この野武士

は、あだ討ちの側に、自分のふるさとと村人たちを救うために、この河川改修工事と、そして隣村に通ずるあの山にトンネルを掘り終わるまで、どうかあだ討ちを待っていただきたい、そしてその2つの工事が完成した暁には、自分は決して逃げも隠れもしないで素直に自分の命をささげますと約束したのであります。一方、あだ討ちの側も、この野武士を自分たちの敵であるということを知りつつも、一日でも一刻でも早くあだ討ちをしたがために、この工事完成に相協力することを約束し、そして村人と三者一体となって日夜をいとわず努力、精進をして、ついにはこの2つの工事を完成させたということなのであります。いよいよもって約束の刻限がやってまいりました。野武士は、自分のふるさとの先祖代々からあるお墓の前に、武士が切腹するときだけに取る姿勢、すなわち土下座をして、悪かった、申しわけなかったと謝罪したうえで、どうぞ、自分の首をはねてあだ討ちをしてくださいと言って、何の抵抗をすることなく自然体で、しかも自分の身を全てを任せたとするのであります。そうしたら、あだ討ちの側は、この野武士の本心からの謝罪と、ふるさとを思うその郷土愛、さらには村人たちのことを真剣に思うその熱心な心、それよりも何よりも、約束を守るというその忠誠心に打たれて感動し、感服して、ただただ一言、ご苦労さまでございましたと言ってあだ討ちをすることなく、その場を静かに去ったということなのであります。その後この野武士は、村人からの信頼を一身に受け、後にその村の村長となって、村の発展と村人たちの幸せのために自分の一生をささげ尽くしたという逸話なのであります。

川下八十美、学生時代から政治家を志し、現在の菅官房長官と同じ横浜市選出の今は亡き故小此木彦三郎代議士の初代公設第一秘書として国会で働き、東京や横浜での政治家になれたかもしれま

せんけれども、27歳にしてふるさとむつ市と郷土、親愛なるむつ市民のためと帰省して市議員にさせていだいてはや46年間、本当に直接間接、政治の道一筋に生きてまいりました。今静かに振り返ってみるときに、しからば自分は一体何を結果としてもたらしたでありましょうか。それは、後世の歴史の判断に委ねるとして、自分自らは決しておごれるものではございません。されば今、現在、将来、未来の扉を切り開いて、くじけることなく、諦めることなく、勇気を持って、まだまだこれからだとの信念のもとに、「むつのむつの風に吹かれてもっともっと幸せになろうよ」という市制施行54周年記念として制定された新しいむつ市民歌制定委員会、12人の委員のうちの一人として、その制定に携わった誇りを胸に、私は国難元年の火ぶたが切って落とされた2014年、平成26年度第219回3月予算定例会に当たり、エンジンを全開して、人生の完全燃焼をするために、さらなる前進を目指して、私は今回、次の2点7項目にわたって提案型の一般質問を試みるものでありますので、市長並びに教育委員会委員長におかれましては、建設実行型のご答弁をご期待しておく次第であります。

今回の私の質問事項の第1点目は、自治基本条例の制定についてであります。このことは、まちづくり条例、または市民参加のまちづくり条例、あるいは協働のまちづくり条例と言ってもよいであります。平成の大合併によって、むつ下北は一つという理念のもとなれど、それがかなわずして、大畑、川内、そして脇野沢と合併して、はや9年が経過いたしました。今こそ新市一体での発展が求められている我がむつ市といたしましては、自治体の憲法とも言われるこの自治基本条例の制定は絶対必要かつ不可欠なものであるということを私は強く訴え、まずもって自治基本条例の制定を提案するものであります。市長、いかがで

ございましょうか。

だが一方、ご承知のごとく、我がむつ市の自治基本条例の制定は、いまだ時期尚早との答申が出されたのもこれまた事実なのであります。それは、平成24年8月8日に市長から諮問を受けたむつ市市民協働まちづくり会議が去る1月14日に出した答申がそれなのであります。私は、公募に応じたこの市民協働まちづくり会議が回を重ねること8回に及んでの結論に対しては、その労は多といたしますが、答申そのものも尊重したいところではございますけれども、私は当時議長であった宮下市長と合併協議会に議会から1人選出され、出ささせていただいた者として、そのとき私は特別委員長を辞職してまでも合併を成就させた一人でありますし、否それだけではなく、現在は議会の議員の一人として、まことに恐縮であります、遺憾であると言わざるを得ないのであります。

そこで市長、私は本定例会の冒頭に市長の施政方針演説を承りました。あなたは、その中で「市民協働・参画の社会づくり」を市政運営の一本の太い柱に描き続けてきておるのではありませんか。だとしたら、今こそ市長、リーダーシップを発揮して、この自治基本条例を制定するときではありませんか。

そこで、第2点目として、しからば市長は、この答申に対してどういった見解を持たれるのか、また第3点目として、市民、行政、そして議会との三位一体となった協働のまちづくりの理想の形態をどう考えておられるのか、その所信を明らかに願いたいのであります。

次に、大きな質問事項の第2点目は、まちづくり政策について、私の案を4点ほど提言をいたしたいのであります。

極めて事務的に申し上げますが、その第1点目は、ドッグランの建設についてであります。これは建設というよりは、むしろ設置と言ったほう

がよいでありましょう。我がむつ市では、平成25年度での愛犬の実頭数は3,537頭であり、これに子犬や未登録の犬を加えると、何と5,000頭にも及ぶのではないかと言われておるのであります。あのプロ野球楽天からアメリカの大リーグ、いわゆるヤンキースに移籍した田中将大投手でさえも、愛犬だけではなくして、愛妻とともに、2つ一緒に移籍したということでもあります。そこが言いたいところ。残念なことに、現在の私には愛妻も愛犬もおりませんけれども、しかし犬を好きな人ばかりではないのであります。

先日の東奥日報の明鏡欄にもございましたが、犬の飼い主のマナーや犬の散歩道、散歩コースで犬の排せつによる不快感を強烈にアピールした記事が掲載されてありました。すなわち、犬のふんによって憤慨しておるのであります。我がむつ市として例外ではございません。環境衛生を守り、快適で安全なまちむつ市をつくるためには、春、夏、秋、冬、春夏秋冬1年を問わず、1カ所に集中した犬の運動場、すなわちドッグランの設置を提案するものであります。

このドッグランは、1980年代にニューヨークで誕生したものであります。最近のペットブームを背景として、我が国でもハイペースで増加の一途をたどっておるのであります。我がむつ市でも、動物愛護団体や福祉関係の方々、保育所、幼稚園の方々、これらの協力、連携を図ることによって、子供たちの心の育成やお年寄りの健康にも動物を通して、明るく心豊かな住みよいまちむつ市をつくるのであります。そして、このドッグランによって、むつ市の新しい注目、新しいブランド化を他の地域に発信し、むつ市の活性化と発展につなげていけるものと川下八十美、心から信ずるものであります。市長、いかがでございましょうか。

まちづくり政策の第2点目は、水郷の花公園の

建設についてであります。具体的に申し上げますが、国道338号むつ川内線沿道のむつ市城ヶ沢海岸、その内陸、田園湿地帯の跡地は、地主さんには大変恐縮ではありますけれども、一面雑草の草原と化しておるのであります。私は、この湿地帯を所有者である地主さんのご協力をいただいて、湿った土地にしか生えないいわゆるハナショウブ、アヤメ、アイリス、そしてカキツバタといった水郷の花一面の公園にできないものかと常々考えておる一人であります。そうすることによって、作家村上春樹さんの小説のトラブルではないけれども、我がむつ市では、きつときつと空き缶のポイ捨てやたばこのポイ捨てのない美しい住みよいまちむつ市ができ上がるものと確信するものであります。市長、いかがでございましょうか。

まちづくり政策の第3点目は、天然記念魚とも言われるスギノコの保護と養殖についてであります。結論から申し上げますが、大畑川上流に生息する淡水魚、希少魚スギノコの保護と養殖を積極的に促進するべきであると提案するものであります。

私の母校である田名部高等学校元校長、奈良正義先生提供の文献によれば、昭和40年の「下北半島開発に関する総合研究」、資源科学研究所の資料によれば、この天然記念魚であると言われるスギノコは、ヤマメとの生息地が競合するために年々減少の一途をたどっておるという研究結果を発表しておるのであります。生物多様性基本法もあるように、それぞれの地域に生息する、生育しているさまざまな生き物を持続的に保護し、自然環境を守っていくことこそがまちづくりにとって最も重要でかつ大切なことではないでありましょうか。本庁舎市役所前の看板ではないけれども、「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」、すばらしいまちづくりの一つとして、この天然記念魚と言われる希少魚スギノコの保護と養

殖に真剣に取り組むべきであるということを強く訴えるものでありますが、市長、いかがでございますでしょうか。

最後に、第4点目として、2020年東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーに本州最北端大間崎から我がふるさとむつ市を經由するコースの選定についてであります。これは、私の長年の理想であるむつ下北は一つという理念のもとで、市民郡民総参加のまちづくりの一環として提案するものであります。

いよいよもって「おもてなし」精神の2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、その大会組織委員会も森喜朗元内閣総理大臣を会長として、その準備が着々と進められ、来年2015年には、既にロゴデザインが選出される運びであることは、私が今事新しく申し上げるまでもないのであります。

私は、今から50年前の1964年の東京オリンピックが開催されたときには、ちょうど東京におりましたので、たくさんの思い出が、懐かしい思い出がございますが、今再び健康に留意して、6年先の東京オリンピックを目の当たりに体験できますことは、私も感激でいっぱいであります。しかれば、この私の大きい目に焼きつけた光のごとく、その経験から、今自分に何ができるかということ考察してみると、聖火リレーのコースを本州のてっぺん下北半島から我がむつ市を經由して、聖火リレーコースの選定を叫び、それを提案し実現させることだと痛感するものであります。何といたってもオリンピック聖火は、オリンピックの象徴であり、1964年の聖火リレーは、日本列島を4コースで走り、全国を駆けめぐって日本中の人々の心をつなげたのは、とりもなおさずこの聖火リレーにあったことは間違いないのであります。私は、今こそむつ下北市民郡民一丸となって、本州の最北端大間崎から我がむつ市を經由する聖

火リレーのコース設定を声高らかに訴えるものでありますが、山本議長を初め議員の皆さん、いかがでございますか。宮下市長さん、この議会の雰囲気を見ていただいて、理事者の皆さん、ご賛同願えませんでしょうか、いかがでございますか。

一方、オリンピック、パラリンピックは、未来の子供たちの夢であり、希望でもあります。東京五輪は経済波及効果は20兆円から30兆円あると言われておるのでありますが、私は反面、金にかえられない将来ある子供たちの教育、スポーツ振興、さらには究極の目的である人づくりの観点からも大歓迎をするものでありますが、教育委員会委員長のコメントをも求めるものであります。いかがでございますか。

今からなら間に合います。決して遅くはありません。私は、あらゆる方策を考え、知恵を出し合って、関係筋に請願、陳情、そして要望し、それら実現に真剣に取り組むべきであると提案するものでありますが、市長の決意のほどをお伺いいたす次第であります。

以上、議席からの再質問を留保したうえで、壇上からの一般質問を閉ずるものでありますが、建設的なやじと、ご清聴を心の芯より感謝を申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 川下議員の自治基本条例の制定についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の自治体の憲法とも称されるいわゆる自治基本条例を制定する考えはないかとのご質問であります。自治基本条例については、平成13年4月に北海道のニセコ町でまちづくり基本条例という名称で制定されて以降、全国的に制定する自治体が広がりを見せ、この4月には300自治体に達するであろうとの見方もあります。青森県内で

は、合併前の倉石村が最も早く、平成14年11月に制定し、これを引き継ぐ形で倉石村と合併した五戸町、そして八戸市、三戸町などこれまで8市町村が制定済みであり、青森市と弘前市においては策定中であると伺っております。

当市では、平成16年8月開催の合併協議会において、自治基本条例制定について提言があり、制定するかどうかは新市の市長に委ねられることとなった経緯については私も承知しているところがあります。その後平成19年度途中から私が市長に就任いたしました。平成22年2月に策定した第5次行政改革大綱において、自治基本条例について、市民参画の組織をもって制定の要否について検討するとうたっているところがあります。これは、条例を制定し、骨格部分をつくり上げることも大事であるが、制定しなくても個々の取り組みを体系化していけばよいという考えもあり、制定要否の検討段階から、行政と市民の接点をより一層高めていくことが大事ではないかという考え方があったものであります。このようなことから、この大綱を具体化した実施計画に基づき、市民協働まちづくり会議において自治基本条例の制定要否について検討していただいたという経緯でございます。

自治基本条例を制定する過程においては、さまざまなタイプが想定され、首長のリーダーシップによる行政主導型、市民からの盛り上がりによる市民主導型、そして議会が市民を巻き込んでいく議会主導型という分類になろうかと思っておりますが、これまでに制定した自治体を見ますと、行政主導型、例えば首長が公約に掲げたというようなケースが多いのではないかと印象を持っております。

平成20年12月のむつ市議会第198回定例会での一般質問において、私は条例制定にはこだわりませんと答弁しているところでございますが、その

スタンスは現在でも変わらないものであります。

ご質問の2点目は、市民協働まちづくり会議の答申に対する見解ということでございます。この市民協働まちづくり会議では、委員の方々の市民目線に加え、市職員の行政からの目線も交え検討したものであります。検討に当たっては、自治基本条例を推進する意見、反対する意見の双方を学習しつつ話し合いを行ったということで、結果として条例制定は時期尚早であるという答申をいただいたところでもあります。市民、議会、行政が力を合わせてまちづくりをしていく理念や原則を定める条例であるということで、あったほうがよいのではないかと考える方が多いのではないかと思います。市民という定義一つをとってみてもさまざまな考え方があり得ますし、ある資料によりますと、各地方自治体の自治基本条例はパターン化したものが多く、特定のイデオロギーに基づいて条文が規定されているのではないかと指摘もございまして、このように制定する自治体が増加している一方で、疑問を呈する意見も少なからずあるということで、市民協働まちづくり会議の委員の皆様には非常に難しい課題に取り組んでいただいたという思いがございまして。

今回時期尚早という答申をいただきましたが、非常に素直な目線によるご判断をいただいたのではないかと考えております。附記意見として、さきに答申のあった市民協働指針の取り組みを進める必要があることなど4項目のご意見をいただいておりますが、その中ではやはり実践が大事であるという思いが強く伝わってまいりました。現時点で自治基本条例を制定した自治体は、全体自治体の17%弱であり、まだ評価が定まったものとは言えないと考えております。今は、自治基本条例の制定ということも視野に入れながら、実践を積み重ねていくことにより意識の醸成を図っていくことが大切ではないかと考えており、決して急ぐ

ものではなく、条例制定自体を目的とするものではないと考えております。

ご質問の3点目は、市民、行政、そして議会の協働のまちづくりの理想の形態をどう考えるかということであります。日本国憲法第92条に、「地方自治の本旨」という文言が出てまいります、この内容とするところは、団体自治と住民自治と言われており、このうちの住民自治については間接民主制として、首長と議員を直接選挙により選ぶ二元代表制という原則は厳として存在するものと考えております。

しばしば市民、行政、議会という3つの図式であらわされることがありますが、この3者は別々に存在するものではなく、市民の代表が議会であり、首長であります。また、市民、議会と一くりにしてありますが、まちづくりなどに関する考え方は個人個人でそれぞれ異なり、統一的な意思を持っているものではございません。であるからこそ、市民は選挙により考え方の近い候補者に投票することになるわけですが、言うまでもなく議会という場において、市民の多様な意見を代表する議員との議論を通して、市としての方向性を決定していくものであり、行政はそのような決定事項についてさまざまな工夫を凝らしながら、最少の経費で最大の効果を旨とし、情報共有を図りながら事務事業を執行していくものであります。

このような基本を踏まえたうえで、市民協働のまちづくりということで申し述べるならば、大切なことは、我がまちをよくしたいという市民の主体的な自発的思いを酌み取り、市民の持つ力をいかに引き出していくかということではないかと考えております。市民の持つ豊かな発想や地域のきめ細かい部分まで精通し、地域の伝統、文化なども担っていることなども含め、その力を十二分に発揮していただくとともに、信頼関係のもと

調整を図りながら、また時として一緒に取り組むことが市民の代表である議会、そして行政の大切な役割の一つであり、理想に近づく道だと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、まちづくり政策の私案の提言についてのご質問の1点目、ドッグランの建設についてお答えいたします。川下議員ご指摘のとおり、本市及びむつ保健所へ寄せられた動物に関する苦情の中で多数を占めるのは、犬の排せつ物の処理と放し飼いに係るものであります。そういう意味では、ドッグランにおいて犬のリードを外し自由に遊ばせることで運動不足、ストレス解消が図られ、飼い主同士の交流の場となるほか、マナーの向上も期待できることから、人と動物が共生する社会づくりの一端を担うものと考えております。

市の担当職員が県内2カ所のドッグランを視察したところ、周囲に人家がない場所へ開設し、駐車場の確保がなされており、施設内は大型犬とそれ以外の犬を区別したエリアの設置、脱走防止のフェンス、トイレや遊具などが設置されておりました。一方、管理上の留意点としては、利用上の注意点を掲示や口頭で伝えるとともに、複数頭で利用する場合については、覆いかぶさる、追い回し、または興奮してほえ続ける行為などの防止策として犬の相性の確認なども行っておりました。したがって、ドッグランの建設に当たりましては、管理上の解決しなければならない問題点もありますし、当然ながら用地確保等に要する財源対策も生じます。いずれにいたしましても、飼い主の基本的な心構えなど、マナーの向上に向けては啓発看板の設置はもとより、市政だよりやホームページを活用し、一層の啓発に努めてまいります。ドッグランの建設については研究課題の一つとさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、まちづくり政策の私案の提言について

ご質問の2点目、水郷の花公園建設についてお答えいたします。道路沿いの緑化は、道を行く人に潤いを与えるだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の軽減等公益的機能を有しており、その効果は極めて高いものと認識しております。市でも平成24年度から市民協働緑化推進事業として市民参加の花と緑のまちづくりを推進するため、市内の道路沿いの市有地を活用して、地元町内会と協働による花植えを実施しております。また、みどりのさきもり館を拠点として、幼稚園児から町内会まで幅広く市民の皆様に参加していただき、育苗や植樹等の体験活動を通して、自らの手で種をまき、苗を育て、その慈しみ育てたみどりのさきもり館産の花木で市内の公園や市街地を花と緑でいっぱいにするための取り組みを進めております。議員ご提言の水郷の花公園建設につきましても、同様の趣旨であろうかと存じますが、景観向上のための一つの方策として、道路沿いの湿地帯を活用した緑化等の推進について今後調査しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、まちづくり政策の私案の提言についてのご質問の3点目、天然記念魚とも言われるスギノコの保護と養殖についてお答えいたします。まず、スギノコとは、大畑川上流の一部の閉鎖された水域にのみ生息する特異な生態と形質を持つヤマメの呼称でございます。生物学的にはヤマメと同種の魚類であり、特に亜種に認定されているわけでもありませんが、青森県レッドデータブックに記載されており、学術的に貴重な希少生物としてその価値が認識されているところです。

青森県水産試験場、現内水面研究所では、昭和40年代からその特異な生態に着目し、分布調査等を実施しているほか、これまで全国のさまざまな研究者による調査研究が行われております。

具体的な保護対策として、旧大畑町及び大畑町

漁業協同組合では、青森県の協力を得て昭和63年からスギノコの種苗生産と放流事業に取り組んでおり、平成5年にはスギノコ生息域一帯が保護水面に指定されたこともあって、個体数はほぼ維持されていたようです。しかし、平成11年に同水域で人為的に放流されたと見られるイワナが初めて確認され、以降イワナの増加とともにスギノコが減少傾向にあります。大畑町漁業協同組合では、スギノコの保護のためにはイワナの駆除が必要と判断し、市、県及び関係団体と連携し、同水域のイワナを捕獲し、下流域に放流する事業を続けております。また、養殖についてですが、青森県内水面研究所では、資源の保護と研究を目的にスギノコを飼育しており、毎年大畑町漁業協同組合で発眼卵の提供を受け、数万尾のふ化放流を続けております。今後も大畑町漁業協同組合、青森県と連携のうえ、貴重な希少生物であるスギノコの保護、増殖を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーがむつ下北を通過するよう働きかけてはどうかのご提言についてでございます。議員ご承知のとおり、今からちょうど50年前の1964年に開催された東京オリンピックの聖火リレーは、全ての都道府県を経由するよう国内で4つのコースが設定され、10万人もの国内聖火ランナーの手により東京国立競技場に運ばれるというまさに国を挙げての聖火リレーが催されました。青森県では、北海道から青森市を経由し新潟方面へ向かういわゆる国道7号を南下するコースと、青森市から盛岡方面へ向かういわゆる国道4号を南下するコースという2つのコースが設定されたものの、残念ながらむつ下北地域を聖火が通ることはなく、当時小学生であった私も非常に残念に感じた記憶がございます。

来る2020年に開催される東京オリンピック・パ

ラリンピックにつきましては、昨年9月に開催が決定したばかりであり、現時点では聖火リレーについての情報は何らありませんが、一部自治体においては聖火リレーの出発地を目指すという動きもあることから、今後森喜朗元首相が会長を務める東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会などの動向を注視しつつ、ギリシャから運ばれる神聖な灯火がむつ下北地域の未来を明るく照らし、次代を担う子供たちの希望の光となるよう関係機関に対し働きかけていくことを検討してまいりたいと考えております。

聖火リレーがむつ下北を通ることによる子供たちの教育等に対する効果につきましては、教育委員会より答弁いたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 川下議員ご質問のまちづくりの政策の私案の提言についての4点目、2020年東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーを本州最北端大間崎からむつ市経由のコース設定の中で、聖火リレーが行われた場合、そのことによる子供たちへの教育的効果についてお答えいたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催で、そのシンボルであります聖火がむつ下北を通るコースでリレーされることになれば大変な喜びであり、その感動はむつ市の歴史の中にしっかりと刻まれ、市民に長く語り継がれるものと思っております。教育委員会といたしましても、子供たちが聖火を目の当たりにすることで、友情や相互理解などといったオリンピック精神を学ぶうえで最高の機会を得ることになり、子供たちの夢や希望はさらに大きく膨らみ、本市の教育、スポーツ振興に、また人づくりの面でもその効果が大きい期待されものと思っております。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 市長、いきなりで恐縮ですが、市長、五徳、もっとヒントを与えると、私は二又という田舎でありますけれども、昔炉端でやかんを上げたりなんかする五徳というのがありますね。知っていますか。それと、足が何本あるか知っていますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 五徳という用語は、小さいころ、幼いころに火鉢にやかんを上げるために鉄のあれで、上が丸いやつで、円で、そして足がついていたと。3本だったでしょうか、そんな記憶がございます。今画像を思い出しておりますけれども、何かそういうふうな、たしか3本だったのかなと、こういうふうに記憶をしております。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 市長、なぜ私がこれを聞かかということ、今の自治基本条例の答弁の中で市長は、市民主導型、行政主導型、議会主導型という答弁をされました。これは、それぞれが字のごとく、それぞれが主導してはだめなのです。私が高五徳の話をしました、毛利元就の三本の矢ではないけれども、昔はやっぱり5本あったみたいです。その後4本、不安定だ、3本が一番安定するので、五徳といいながらも3本の足だと。ですから、私は今言いたいのは、今市長の答弁にもあるように、市民参加、行政はもちろん、我々議会、この3本の形でもって自治基本条例をつくらないでどうするのですか。市長も壇上で言いましたように、合併協議会に議長として出ていただいた。私は、議員の一人として出させてもらった。そのときも町村長から、いわゆるこの自治基本条例は協議会の中でつくらなければならないという意見が出たはずだ。それも今市長が言われるように、杉山前市長のときに、合併してからと。9年がたちましたよ。どうです。私は以前に市民憲章の制定を10周年記念でと提案したことがありますが、

来年度10周年を記念して、せめて検討委員会でもつくって自治基本条例の制定に我々議会も一緒に取り組んでいこうではありませんか。どうです、市長。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど行政主導型、そして市民主導型、議会主導型というふうな分類をいたしました。この部分については、これまでの全国的な制定された自治体をとというふうなことで分析をした結果でございまして、決してその部分においては、それぞれがどうだとかというふうな感想を述べたものではございません。そして、今五徳の話から、やはり3点支持が一番安定しているわけでございます。この部分では、私は自治基本条例制定を全く否定をしているわけではございません。しかしながら、市民協働でつくった会議の中に、そして制定の可否を諮問いたしましたして、それからもう2年近くにわたりまして、さまざまな議論をなされた結果、制定はまだ時期尚早であると、こういうふうな判断がつい最近なされたわけでございます。この部分においては、やはり非常にそういうふうな機運は出てきていると思います。もっとも実践の事例をふやす工夫、これを行政もしていかなければいけませんし、また市民の方々からもそういうふうな形での実践の工夫、そういうふうなものをご提案を受けて、そしてしっかりとした形の中で、さあ、みんながそういうふうな機運になったというふうな段階での判断になってくるものではないかと。これは、やはり一つ昨年の施政方針の中でもお話をいたしました。ことしの1月だったでしょうか、あの金谷公園で、たしか川下議員も後ほどお見えになったというふうなお話をお聞きいたしましたけれども、それぞれがペンライトを持ってきて、そしてまちおこしグループと申しますか、さまざまなことで発信をしているグループが夜のアゲハチョウのその形をつ

くろうではないかというふうな、猛吹雪の中であるの形ができたわけでございます。やはりそういうふうなそれぞれの行政が主導してやるものではなくて、市民皆さんのほうから声が出てきてやっていく、そこに行政が手助けをしていくと。こういうふうな形の中で、一緒に、ともに動いていこうと、こういうふうな機運が今芽生えてきている、そういうふうな状況であります。

また、今年度、新年度になりますけれども、予算に触れませんけれども、例えば海水浴場のアマモの回収だとか清掃だとか、そういうふうなもの、予算をつければ、例えばグレーダーできれいにするとか、トラックも用意するとか、そういうふうな形で業者に任せてしまうと、こういうふうな手法もあろうかと思えます。でも、やはりそのときにはさまざまなツイッターだとかフェイスブックだとか、さまざまなそういうふうなツールを使って、市民の皆さんと一緒に行政もやっというふうな仕掛けを今1つずつやっております。そういうふうなことが成就して、そして、ああなるほど、こういうふうなやり方、つまり実践の工夫、そこがやはりこれから求められてくるのではないかと。そのことによって、かなり進んだ自治基本条例ができてくるものと、そのための今醸成期間であると、そういうふうな認識をしておりますので、ご理解をいただければなと、こう思います。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 私は、性急過ぎる男かもしれませんが、先ほどから言っているように、私も合併を促進した一人であるものですから、私の選挙パンフレットは、「はっきりイエス、きっちりノー」なのです。今答弁の中では否定はしていないように受けとめました。どうです、自治基本条例をつくる、はっきりイエスと言ってくれませんか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） はっきりイエスと言う時期尚早だと、こういうふうにお答えをさせていただきたい、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 私は前段で時間をとっておりますので、これ以上あれしませんが、私が言いたいのは、市長、もう2期目なのです。市長は、公約の一つとして掲げて立派に選挙を2回経験して当選させてもらってきている男ですから、私はもっと議論したいけれども、この市民協働まちづくり会議に諮問すること自体も私は疑問に思うのです、本当は。だけれども、それはそれとして、今の市長の答弁がありましたし、あなたはこれから3期目をやられるわけだから、やっぱり公約は公約として市民に訴えて結果が出ているものなのですから、リーダーシップを発揮して進めたいと思います。

それから、2番目のまちづくりのことについて、4点ほど提案しました。4点目はここに置いていただいて、私は1点目はドッグラン、そして2点目は水郷の花。こういう男でも優しいところがあるのです、花を愛して。それから、3点目はスギノコ、いわゆる動物、魚、花。私たちは、むつ市の花は、いわゆるハマナスですよ。それから鳥はハクチョウ、木はヒバ、こういうあれは確かにあります。一つ一つ議論したいけれども、答弁を聞かせてもらったら、まあまあ前向きな姿勢であるということ承りましたので、受けとめておきますが、後で市長に差し上げますけれども、差し上げるというより、前青森市長の佐々木誠造さんから、先月お会いしたら、私を心配するよりあなたを心配しているのです。先輩、後輩とはいいいものだなと。サイン入りの前青森市長さんが出した本を預かってきていますので、後でやりますが、これを経験にして、市長、私は、うちのおふくろ

は、生き物は絶対殺すなど、たとえ蛇であろうとネズミであろうと、これを遺言として私は守っていますが、たまたま道路等で車にひかれた動物や猫やありますよね。これは、私は自慢で言っているのではないです。私の車のトランクには、デレッキと、今バケツはあれして、女房が亡くなってからは水おけが入っています。スコップと。私はどんなに先を急いでも、道路にそういう動物が車にひかれているときは、戻ってきても、その動物を道路の横に移して、そしてスコップで穴を掘って供養している。市長、公用車で、たくさんの職員がいます。こういうまちをつくっていくような形を、市長はもちろんですけれども、職員にも私は押しつけるわけではありませんけれども、そういう毎日を送ってもらうような形を訓示、指示、お願いできませんでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私の公用車にもデレッキと、火ばさみと申しますか、そしてごみ袋と軍手、バケツも積んでおります。そういうふうな形で、動物がそういうふうな事態になっているところは、やったことはありませんけれども、その場面にあれしますと担当のほうに連絡し、犬猫の場合は何とかというふうな形、そしてまたごみ袋が散乱していると、そういうふうなところでは公用車をおりて、随行もいますし、運転手、3人で片づけていると、そういうふうなところもやっております。

また、川下議員、非常に動物と花、その生き物に対する思い、川下節というふうなことは失礼でございませぬけれども、やはりそれがにじみ出た一般質問のご提言がありましたので、この部分については検討できるものは検討していきたいと、こういうふうな、また研究するところは研究していきたいと、こういうふうな感じておりますので、ご理解のほどお願いしたいと、こう思います。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 無理させて済みません。最後ですから、オリンピックのところ、一言だけ。

50年前は、北海道から2本、函館から青森に入っているのです、ご承知のとおり。私は東京にいて、市長もそう思われたらしいけれども、なぜここ同じところを、函館から青森に入って秋田、そして岩手に分かれるわけでしょう。そうしたら今度は、もしこのコースをあれするとすれば、函館から大間に来て、大間を通してむつ市。そして、これはきっとそうなるでしょう。これからは、八戸からいわゆる被災地を通して聖火が行くのです。ちょうどいいのです。我々のあれを八戸に結びつけていく。これは、さっき市長も関係機関に積極的に進めるということですから、ぜひこれはやっていただきたい。

最後に議長、議会事務局の次長もやられた澤谷経済部長を初め17人の退職者がおります。それから、山本消防長、広域、病院もありますが、退職される職員に心からご苦労さまでって私の一般質問の全てを終えます。議長、ご協力ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、川下八十美議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月7日は東健而議員、石田勝弘議員、鎌田ちよ子議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時04分 散会